旧消防団第１支団第２分団車庫解体撤去工事

設 計 図

令和８年９月

発注者　　南　房　総　市

設計者　　間宮建築設計事務所

図 面 リ ス ト

図面番号	名　　称	縮 尺
ー	図面リスト-1	NOT
	建　築　工　事	
A-01	解体工事特記仕様書-1	NOT
A-02	解体工事特記仕様書-2	NOT
A-03	案内図	1/5000
A-04	既存配置図、解体後配置図	1/100
A-05	求積図	1/100
A-06	仕上表	NOT
A-07	1階、2階平面詳細図	1/50
A-08	立面図	1/100
A-09	矩計図	1/30
A-10	基礎伏図、部分詳細図	1/30,1/50
A-11	1階、2階床伏図	1/50
A-12	小屋伏図、部材リスト	1/50
A-13	残置物撤去リスト	NOT
A-14	仮設足場計画図-1	1/50
A-15	仮設足場計画図-2	1/100

図面番号	名　　称	縮 尺
	電　気　設　備　工　事	
E-01	幹線・弱電設備 平面詳細図	1/50
E-02	電灯・コンセント設備 平面詳細図	1/50
	機　械　設　備　工　事	
M-01	外部撤去図	1/60
M-02	1、2階給排水設備撤去図	1/50
M-03	1、2階換気設備撤去図	1/50

工事名称　**旧消防団第１支団第２分団車庫解体撤去工事**

フレックス工期契約制度

○ 適用する（工事の着手期限日 令和　年　月　日 、工事の終期日 令和　年　月　日）、 ○適用しない

留意事項
・受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後７日以内に工事着手日通知書を発注者に届け出なければならない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。
・工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む）を行ってはならない。
・前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。
・工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。（工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。）

猛暑による作業不能日数

●本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

ⅰ）作業不能日数：◆日間（工期の始期は令和◆年◆月◆日【着手期限】で算定）
ⅱ）上記ⅰ）は、環境省が公表する関東地方_千葉県_◆◆地点における$WBGT$値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（2020年～2024年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から１７時の間に$WBGT$値が３１以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したもの。
ⅲ）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方_千葉県_◆◆地点における$WBGT$値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））がⅰ）の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

Ⅰ．工事概要

1. 工事場所　南房総市富浦町豊岡99番地3
2. 敷地面積　63.75㎡
3. 主要用途　消防団車庫
4. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築面積(m2)	延べ面積(m2)	備考
南房総市消防団第1支団第2分団車庫	木造	2階	33.12 ㎡	62.93 ㎡	

5. 工作物、外構等　便槽1基、外部土間コンクリート

Ⅱ．解体工事仕様

1. 共通仕様
1) 図面及び本特記仕様書に記載のない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書による。
・建築物解体工事共通仕様書　（令和4年版）　（以下、「解体共仕」という）
2) 解体共仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書による。
・公共建築標準仕様書（建築工事編）　（令和7年版）　（以下、「標仕」という）
・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　（令和7年版）　（以下、「改修標仕」という）
・公共建築木造工事標準仕様書　（令和7年版）　（以下、「木造標仕」という）

2. 提出様式
本工事で用いる提出書類の様式は、「県発注・営繕工事関連提出書類等一覧」（下記URL）によるほか、監督職員の指示による。　https://www.pref.chiba.lg.jp/eizen/jigyousha/kenchiku/teishutsu.html

3. 特記仕様
1）項目は、●のついたものを適用する。
2）特記事項は、●のついたものを適用する。（●印が付かない場合は⊠印の付いたものを適用する。）
3）特記事項に記載の＜　＞内表示番号は、解体共仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（　）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	● 1. 適用基準等	● 営繕工事写真撮影要領（令和5年版） ○ デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（国営建技14号　令和5年3月1日） ○ （　）
	● 2. 工事実績情報の登録	本工事の最終請負代金(消費税込)が、500万以上となる場合には、工事実績情報システム（コリンズ）に、基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。 <1.1.4> 1）工事受注時　契約締結後10日以内 2）登録内容の変更時　契約事項の確定日から10日以内 3）工事完成時　工事完成後10日以内
	○ 3. 電気保安技術者	○ 自家用電気工作物、　○ 一般電気工作物 <1.3.3> ただし、自家用電気工作物の場合は1.3.3の他、次によるものとする。 工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第三条に定める工事管理者（　）の任命する監督職員の指示に従い保安業務を行う。
	○ 4. 工事電力設備の保安責任者	工事用電力設備の保安責任者は千葉県自家用電気工作物保安規程第二十六条第３項により使用区域を変更しようとする場合において保安監督者（電気監督職員）に「自家用電気工作物使用区域変更届書」を提出すること。 <1.3.4>
	● 5. 施工条件	工事用車両の駐車場　⊠ 図示 、○（　隣地駐車スペース利用可　） <1.3.5> 資機材の置場所　⊠ 図示 、○（　）
	○ 6. 発生材の処理	○ 引渡しを要するもの <1.3.10>（名称／仕様等／備考） ○ 工事現場において再利用及び再資源化を図るもの（名称／仕様等／備考）
	○ 7. ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 1）受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 2）受注者は工事施行中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
	● 8. 安全対策	・受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 ・発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	● 9. 過積載による違法運行の防止	工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1）積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 2）さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 3）過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。 4）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 5）建設発生土の処理及び骨材等の購入にあたって、下請事業者及び骨材等納入者の利益を不当に害することのないようにすること。 6）以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
	● 10. 環境対策	・受注者は、環境保全対策関係法令に従い工事現場地域の保全と、円滑な工事施工を図ること。 ・建設機械は、排ガス対策車及び、低騒音型を使用すること。 ・特定粉じん排出等作業（法定外建築物・作業を含む）は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき施行する。 ・本工事で使用する軽油については、ＪＩＳ規格軽油を使用すること。 ・受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督職員の指示により協力しなければならない。 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材の梱包及び容器は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄物の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。
	● 11. 工事現場管理	受注者は、工事の施工にあたっては、不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
	● 12. 石綿含有建材の調査	<1.4.1> ・事前調査　：　実施済みの調査報告書等を参考に石綿含有建材の事前調査を行う 調査範囲　⊠ 施工範囲内　○ 図示 既存の設計図書　○ 有　● 無 石綿含有建材の調査報告書の貸与　● 有　○ 無 分析による石綿含有建材の調査　○ 有　○ 無 分析対象　アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト 分析方法（材料名／定性分析方法 JIS A 1481-1／JIS A 1481-2／定量分析方法 JIS A 1481-3／JIS A 1481-4） ○　箇所　箇所　箇所　箇所 ○　箇所　箇所　箇所　箇所 ○　箇所　箇所　箇所　箇所 サンプル数　1 箇所あたり3 サンプル 採取箇所　○ 図示、○（　）
	○ 13. 技能士	一級技能士又は単一等級の資格を有する者の配置 <1.6.2> ○適用する（ 職種：とび　、作業の種別：仮設工事とび作業 ） ○適用しない
	○ 14. 施工数量調査	<1.5.2> 調査範囲　⊠ 図示、○（　） 調査方法　⊠ 図示、○（　）
	○ 15. 中間検査	・回数　：（　）回 ・実施時期：（　完了時）
	○ 16. 中間検査の指定対象工事	本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事（以下「調査対象工事」という）に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱（検査の区分を規定）及び中間検査実施細則（中間検査実施区分を規定）の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 1）調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ヶ月に1回、及び主要工種を考慮し施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。 2）中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象としない。
	● 17. 創意工夫等	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項につて、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
	● 18. 完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は以下のものとする。 （提出図書／仕様／部数） ○ 図面　解体後の残存物及び設備引込み位置が分かる図面　○ 1 部 ○ 部 ● 工事関係図書　本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの　● 1 部 ○ 部 ● 電子成果品　CD-RまたはDVD-R　● 1 部 ○ 部
2 仮設工事	● 1. 騒音・粉じん等の対策	騒音・粉じん等の対策： <2.2.1> ○ 防音パネル　● 防音シート　○ 養生シート 設置の範囲： ⊠ 図示　○（　）
	● 2. 足場等	<2.2.2> 枠組足場の設置に当たっては、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 令和 5年 12月）により、手すり先行工法の種類は、別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2(1)手すり据置き方式、又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。手すり先送り方式は不可とする。 また、別紙2「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とすること。 なお、別契約の関係業者がある場合は、当該業者に無償で使用させること。
	○ 3. 監督職員事務所	<2.3.1> ・監督職員用のスペース　： 規模(㎡)　：　○ 10程度、○ 20程度、 ○ 35程度、○ 65程度、○ 100程度、○（　）程度 ・備品等の種類及び数量 ○　書棚、○ 図面架、　○ 見本棚、○　机及びいす、○　更衣ロッカー（　）、 ○　ゴム長靴（　）、　○ 雨合羽（　）、　○ヘルメット（　）、○　墜落制止用器具（　）
	● 4. 工事用水	構内既存の施設　⊠ 利用できない、● 利用できる（● 有償、　○ 無償）
	● 5. 工事用電力	構内既存の施設　⊠ 利用できない、○ 利用できる（⊠ 有償、　○ 無償）
	○ 6. 仮囲い等	仮囲い　⊠ 成型鋼板（H=　m、L=　m） ○（　） 出入口　○ シートゲート　（W=　m、H=　m） ○ キャスターゲート（W=　m、H=　m） ○（　）
	○ 7. 仮設通路	○　鋼板敷き（長さ6.0m、幅1.5m、厚さ22mm、　枚） ○（　）
	● 8. 交通誘導員	配置人数　：（　10　）人 配置期間　：（　） 配置場所　：（　）

章	項目	特記事項
3 解体施工	● 1. 事前措置	浄化槽、排水槽等の汚水、汚物等 <3.2.1> ・事前回収、洗浄、消毒等の措置 ● 実施済　○ 未実施（工事にて実施） ｵｲﾙﾀﾝｸ、ｶﾞｽﾍﾞﾙｰﾀﾝｸ及び配管内 ・事前回収、洗浄等の措置 ○ 実施済　○ 未実施（工事にて実施）
	○ 2. 杭	<3.9.2> ・杭の解体工法　： ○ 引抜き工法（引抜いた杭の処理　⊠ 図示、○　） ○ 破砕による解体 ・掘去孔埋戻し工法　： ⊠ 図示、　○（　）
	○ 3. 樹木等	<3.11.1> ・樹木の伐採抜根及び移植の範囲　： ⊠ 図示 ○（　）
	○ 4. 地下埋設物及び埋設配管	<3.12.1> ・地下埋設物及び埋設配管の解体の範囲　： ⊠ 図示 ○（　）
	○ 5. 設備機器等	<3.2.1> ・解体事前処理（油類タンク）　： ○ 機械設備図による。 ○ 解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油が無いことを確認する。必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壌に流失させないように注意する。 ○ 燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中和処理を行う。 ・解体事前処理（冷媒）　： 冷媒を屋外機にポンプダウンした後撤去を行う機器 ○ 機械設備図による。 ○（　） 冷媒を回収した後撤去を行う機器 ○ 機械設備図による。 ○（　）
	○ 6. さく、照明設備等の付属物	<3.10.1> ・さくの撤去範囲　： ⊠ 図示 ○（　） ・電柱の撤去範囲　： ⊠ 図示 ○（　） ・外灯の撤去範囲　： ⊠ 図示 ○（　）
	● 7. 解体後の整地	<3.13.1>(22.9.2) ・解体後の埋戻し及び盛土　： 埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。 整地高さ ● 現状仏　、○ 図示 埋戻し及び盛土の材料 ● 山砂の類、○ 他現場の建設発生土の中の良質土、 ○ 再生コンクリート砂 ・表層の砂利敷き　： ○ 8種　、●（ 再生クラッシャラン　t＝150　）

章	項目	特記事項
4 建設廃棄物処理	● 1. 共通事項	1)「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）により作成し、施工計画書に含め、各 1部提出すること。 また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「建設副産物情報交換システム登録証明書」を同システムにより作成し、各 1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後1 年間保存しておくこと。 ・作成対象工事 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が 100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。 2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基き、建設副産物の処理に先立ち「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を１部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約書を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、 1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。 3)建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D票及び E票を提示すること。 また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。 4)以下の項目の数量については、積算のための参考数量を示す。
	○ 2. 路盤廃材	（数量／搬出先／片道運搬距離／処分方法／備考） ○ 路盤廃材　t　郡市 町地先　km　⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場
	● 3. 再資源化等	<4.4.1> （数量／搬出先／片道運搬距離／処分方法／備考） ○ コンクリート塊（無筋）　t　郡市 町地先　km　⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場 ● コンクリート塊（有筋）　25.7 t　南房総市 荒川地先　16.3 km　⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場 ○ アスファルト塊　t　郡市 町地先　km　⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場 ● 木材　8.4 m3　南房総市 荒川地先　16.7 km　⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場 ● 金属類　2.3 m3　南房総市 荒川地先　16.3 km　⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場 ○ 小形二次電池（指定再資源化製品）　m3　郡市 町地先　km　⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場 ○（指定再利用促進製品）　m3　郡市 町地先　km　⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場 ○ 蛍光ランプ ＨＩＤランプ　m3　郡市 町地先　km　⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管・継手　m3　郡市 町地先　km　⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場 ● ガラス　0.5 m3　南房総市 荒川地先　16.3 km　⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場 ○ 廃石膏ボード　m3　郡市 町地先　km　⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場 ● 混合廃棄物　8.1 m3　南房総市 荒川地先　16.3 km　⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場 ● カッター汚泥　0.1 m3　袖ヶ浦市 長浦拓地先　60.1 km　⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場 ● その他がれき類　8.7 m3　南房総市 荒川地先　16.3 km　⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場 ● 繊維くず　1.0 m3　南房総市 荒川地先　16.3 km　⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場 ● 廃アルカリ　0.1 m3　袖ヶ浦市 長浦拓地先　60.1 km　⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場 ● 廃油　0.1 m3　袖ヶ浦市 長浦拓地先　60.1 km　⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場 ● 冷蔵庫　2 台　館山市 国分地先　10.3 km　● 家電リサイクル ● 石綿含有産業廃棄物　0.1 m3　富津市 新富地先　45.9 km　● 家電リサイクル ○ スクラップ控除　t　　km　⊠ 有価物処理 ○ 木材を指定建設資材廃棄物として縮減する 工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。
	○ 4. 産業廃棄物広域認定制度	<4.4.2> （規格等／備考） ○ 鉛蓄電池 ○ アルカリ蓄電池 ○
	○ 5. 処理に注意を要する建設廃棄物	<4.5.1> （数量／搬出先／片道運搬距離／処分方法／備考） ○ 石綿含有石膏ボード　m3　郡市 町地先　km　○ 中間処理場 ⊠ 最終処分場 ○ ひ素，カドニウム含有石膏ボード　m3　郡市 町地先　km　○ 中間処理場 ⊠ 最終処分場 ○ CCA処理木材　m3　郡市 町地先　km　⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場

間宮建築設計事務所　間宮　幸男
千葉県知事登録　第 1-2209-4705 号　一級建築士　大臣登録 第208415号
千葉県南房総市和田町花園897-6番地
ＴＥＬ　0470-47-5520
ＦＡＸ　0470-47-5540

工事名	旧消防団第１支団第２分団車庫解体撤去工事
図名	解体工事特記仕様書-1　87.11　製図年月日 R8. 9. 30
製図	間宮

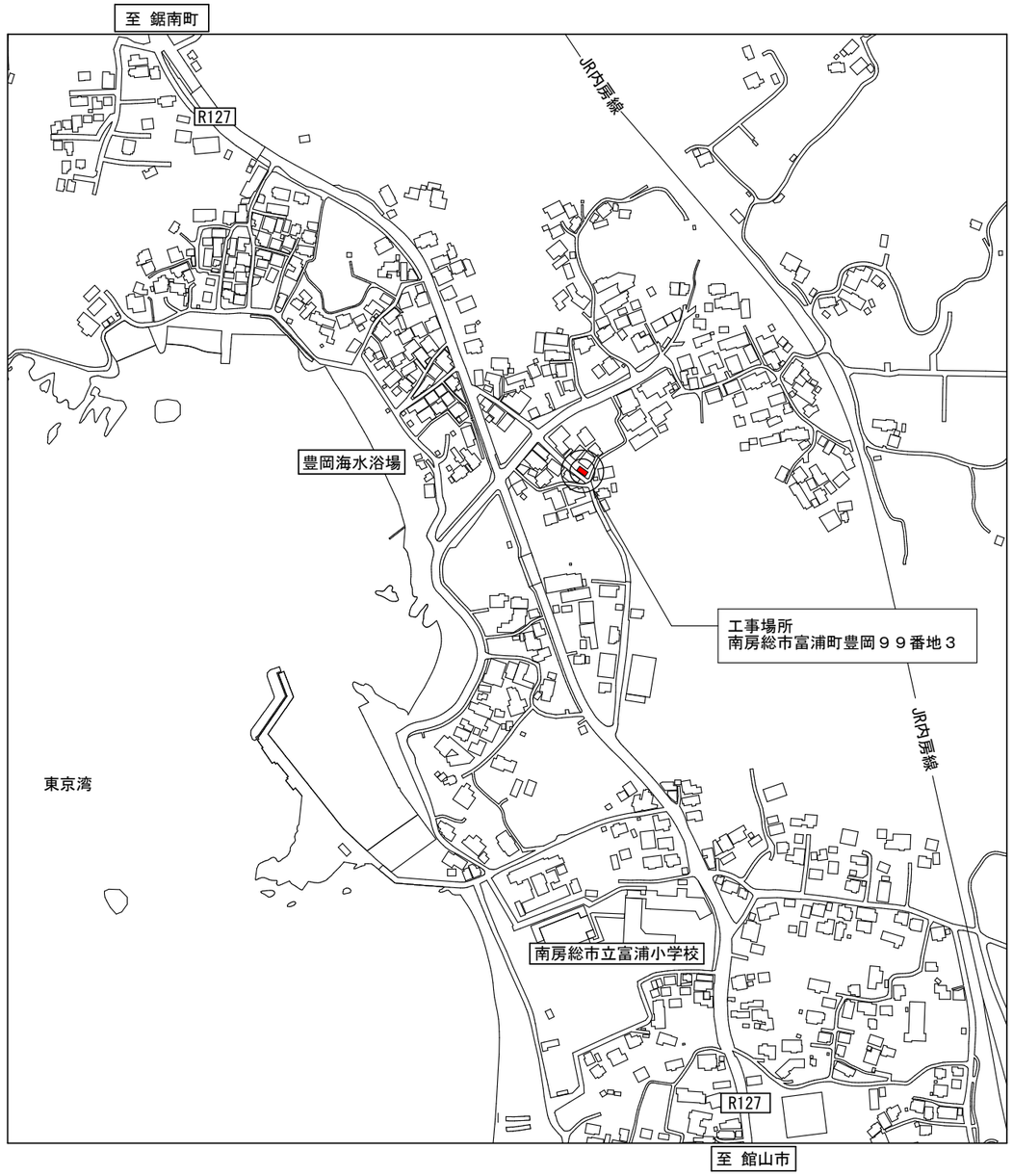
A 01 千葉県

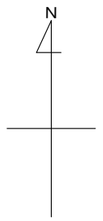
章	項目	特記事項
5 特別管理産業廃棄物処理	● 1.施工調査	<5.1.2> 1)特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。 2)特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。 3)調査結果は調書にまとめ、監督職員に提出する。
	○ 2.分析調査	<5.1.2、<5.4.1> ・種類　： 分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類 / 採取する部位・箇所数 / 備考 ○ PCBを含む機器の微量PCBの分析調査 / 部位　○図示、○ 箇所数　箇所 / ○ PCB 含有シーリング分析調査(第一次判定) / 部位　○図示、○ 箇所数　箇所 / ○ PCB 含有シーリング分析調査(第二次判定) / 部位　○図示、○ 箇所数　箇所 / ○ / 部位　○図示、○ 箇所数　箇所 /
	● 3.特別管理産業廃棄物の処理	<5.4.1> 特別管理産業廃棄物の種類 / 備考 ○ 廃石綿等 / ● 廃油 / 残置物：灯油等 ○ 廃酸/廃アルカリ / ○ ダイオキシン類 / ○ / ○ / ○ / ○ /
	○ 4.PCB を含む機器類	<5.4.1> ・引渡しを要する機器類　： ○（　　）
	○ 5.PCB 含有シーリング材	<5.4.1> ・除去処理工事　： 除去範囲　⊠ 図示、○（　　） 撤去方法　「標準施工要領書（日本シーリング工事業共同組合連合会/日本シーリング材工業会」による。 ・処理　： 飛散しないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、引渡しを行う。
	○ 6.ダイオキシン類	<5.4.1> ・サンンプリング調査　　○ 行う　　○ 行わない ・廃棄物の焼却施設の解体　： 解体方法　（　　） 処分方法　（　　）
6 石綿含有建材の除去等	○ 1.石綿粉じん濃度測定	<6.1.3> ・石綿粉じん濃度測定　： 測定時期、場所及び測定点 適用 / 測定名称 / 測定時期 / 測定場所 / 測定点（各処理作業室ごと） ○ / 測定 1 / 処理作業前 / 処理作業室内 / 計　点 ○ / 測定 2 / 処理作業前 / 調査対象室外部の付近 / 計　点 ○ / 測定 3 / 処理作業中 / 処理作業室内 / 計　点 ○ / 測定 4 / 処理作業中 / セキュリティゾーン入口 / 計　点 ○ / 測定 5 / 処理作業中 / 集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合） / 出口吹出し風速 1m/s 以下の位置　計　点 ○ / 測定 6 / 処理作業中 / 処理作業室外 ○ 施工区画周辺 ○ 敷地境界 / 計　点 ○ / 測定 7 / 処理作業後（シート養生中） / 処理作業室内 / 計　点 ○ / 測定 8 / 処理作業後シート撤去後1 週間以降 / 処理作業室内 / 計　点 ○ / 測定 9 / 処理作業後シート撤去後1 週間以降 / 調査対象室外部の付近 / 計　点 測定方法 ○ 自動測定器による測定 測定名称 / 測定方法 ○ 測定 4 ○ 測定 5 / 粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じん濃度を迅速に測定できる機器にて測定 ○ JIS K 3850-1に基づいた測定 測定名称 / メンブレンフィルタ直径(mm) / 試料の吸引流量(L/min) / 試料の吸引時間(min) ○ 測定 4 ○ 測定 5 / 25 / 5 / 30 ○ 測定 / 47 / 10 / 120 ○ 測定 / 47 / 10 / 240 ○ 測定 / / /
	● 2.石綿含有建材の処理(1)	<6.3.1～3><6.4.1～3><6.5.1～3> ○ 石綿含有吹付け材等（石綿含有保温材等を切断又は破砕して除去する場合含む）の除去 除去対象範囲：⊠ 図示　、○ 除去工法：⊠ 解体共仕6.3.2による,○ 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止：⊠ 湿潤化　、○ 固形化 除去した石綿含有吹付け材等の処分：○ 埋立処分（管理型最終処分場）○ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） ○ 石綿含有保温材等の除去 除去対象範囲：⊠ 図示　、○ 除去工法：⊠ 手ばらし　、○ 破壊して除去 除去した石綿保温材等の飛散防止：⊠ 湿潤化　、○ 固形化 除去した石綿含有保温材等の処分：○ 埋立処分（管理型最終処分場）○ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） ● 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外）の除去 除去対象範囲：⊠ 図示　、○ 除去した石綿含有成形板の処分（石綿含有せっこうボード）：⊠ 埋立処分（管理型最終処分場） 除去した石綿含有成形板の処分（上記を除く石綿含有成形板）：● 埋立処分（安定型最終処分場）○ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） 飛散防止のための養生方法：○ ビニールシート等による養生を行う ○ ○ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種）の除去 除去対象範囲：⊠ 図示　、○ 飛散防止のための養生方法：○ ビニールシート等による養生を行う ○ 隔離養生（負圧不要） 除去した石綿含有成形板の処分：○ 埋立処分（安定型最終処分場）○ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） ・隔離養生（負圧不要）を行う場合の範囲　⊠ 図示　○（　　）
	○ 3.石綿含有建材の処理(2)	<6.6.1～4> ・石綿含有建築用仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去　： 除去対象範囲：⊠ 図示、○ 着工前の試験施工：⊠ 行う、○ 行わない 除去工法：○ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 ○ 集じん装置併用手工具ケレン工法 ○ 集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa以下、30～50MPa程度）○ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa以上）○ 剥離剤併用超音波ケレン工法 ○ 剥離剤併用手工具ケレン工法 ○ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa程度）○ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa以上）○ 超音波ケレン工法（HEPAフィルター付き掃除機併用） 備考：1)作業区画や立入禁止範囲を明確に定め、石綿くずや石綿を含有する飛沫の飛散等を防止するために、作業区画の床面、壁面及び必要に応じて天井面にプラスチックシート（ビニルシート）等による養生を行うこと。作業区画の隔離は、湿潤状態に保ちながら行うこと。 2)剥離剤を使用する工法では、ジクロロメタン等の有害性の高い化学物質を使用しないこと。 3)水を使って除去する工事の場合には、未処理の廃水が流出・地下浸透しないよう全て回収すること。回収した廃水は、凝集沈殿後に上澄み水をろ過処理する等により、適切に処理した上で放流すること。 ・除去した石綿含有建築用仕上塗材等の処分　： ○ 埋立処分（安定型最終処分場） ○ 埋立処分（管理型最終処分場） ○ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
7 特殊な建設副産物の処理	○ 1.施工調査	<7.1.3> 分析調査を行う特殊な建設副産物の種類 / 採取する部位・箇所数 / 備考 ○ / 部位　○図示、○ 箇所数　箇所 / ○ / 部位　○図示、○ 箇所数　箇所 / ○ / 部位　○図示、○ 箇所数　箇所 / ○ / 部位　○図示、○ 箇所数　箇所 /
	○ 2. 回収又は処分	<7.1.3> ・回収又は処分を行う特殊な建設副産物の種類　： 建設副産物の種類 / 回収又は処理等 ○ フロン / 登録を受けた回収業者に回収委託 ○ 建材用断熱材フロン / 焼却による破壊処理 ○ ハロン / ハロン消火設備設置業者等に処理委託 ○ イオン化式感知器 / 製造業者等に処理委託 ○ 六ふっ化硫黄（SF6）ガス / 製造業者等に処理委託 ○ PFOS（ペルフルオロ（オクタン-1-スロホン酸）） / 処理業者に処理委託 ○ 特定化学物質 / 処理業者に処理委託 ○ その他の特殊な建設副産物 /

間宮建築設計事務所　間宮　幸男
千葉県知事登録　第 1-2209-4705 号　一級建築士　大臣登録 第208415号
千葉県南房総市和田町花園897-6番地
ＴＥＬ　0470-47-5520
ＦＡＸ　0470-47-5540

工事名	旧消防団第１支団第２分団車庫解体撤去工事
図名	解体工事特記仕様書-2　R7.11
製図	間宮
製図年月日	R8. 9. 30

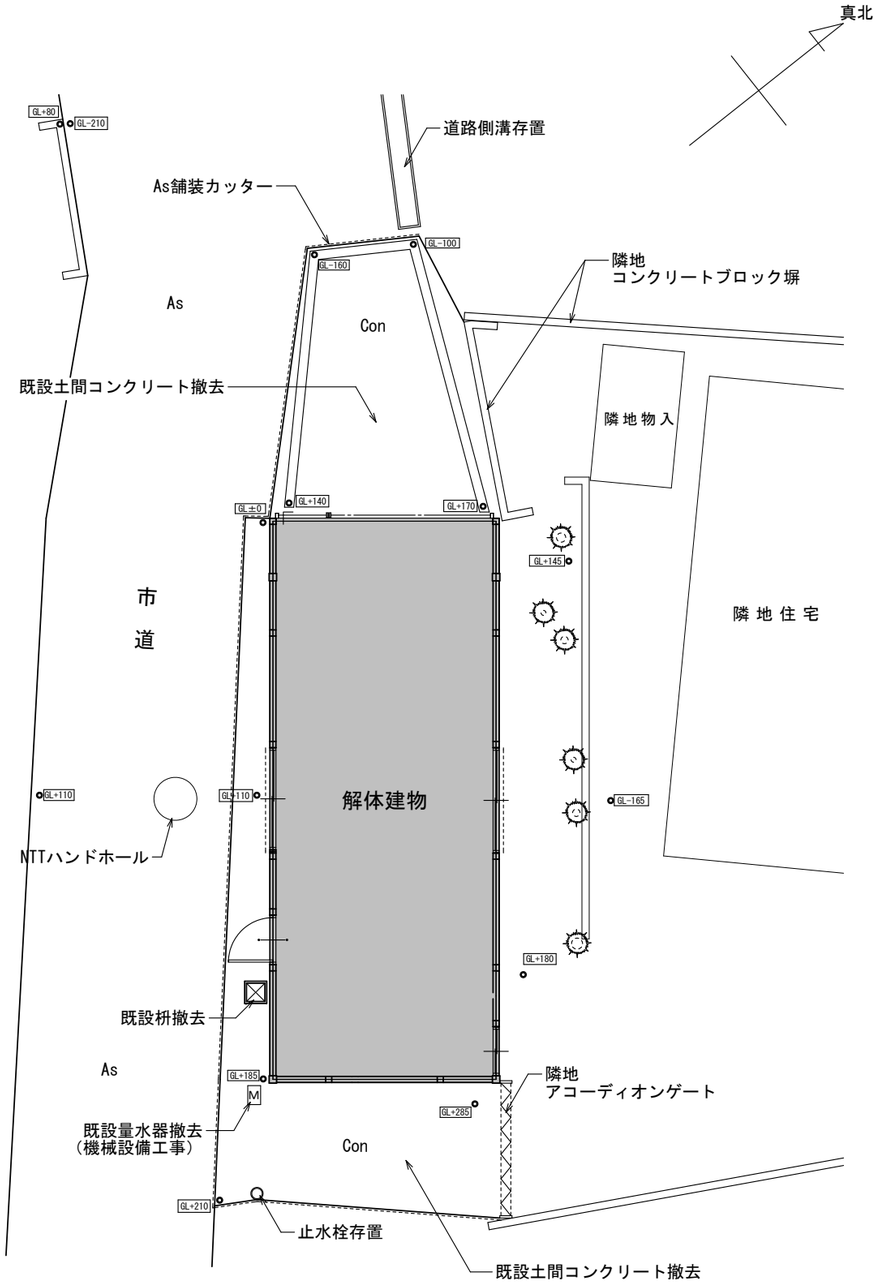
A 02 千葉県



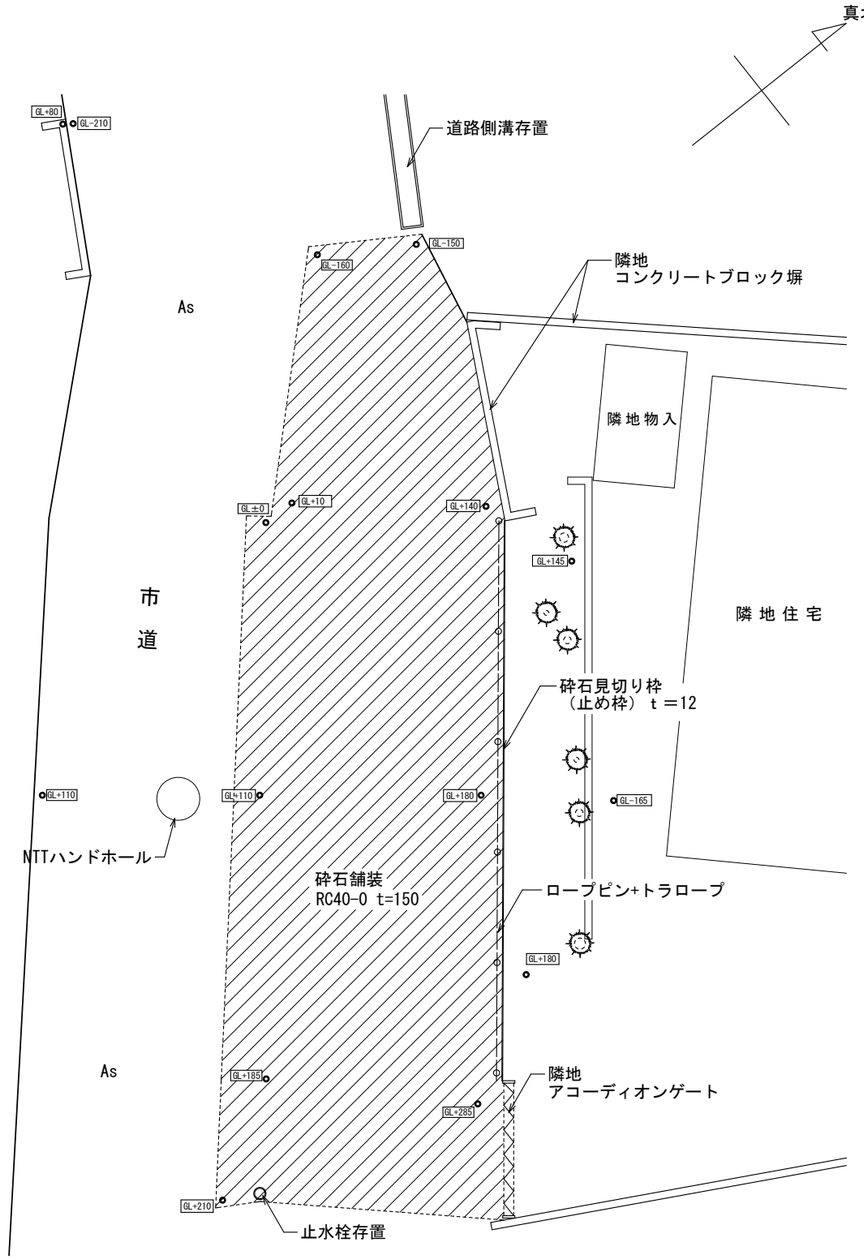


工事名 旧消防団第1支団第2分団車庫解体撤去工事	間宮建築設計事務所 千葉県南房総市和田町花園897-6番地 TEL 0470-47-5520 FAX 0470-47-5540 千葉県知事登録 第 1-2209-4705 号	一級建築士 大臣登録 第208415号 間宮 幸男	管理者 間宮	設計者 間宮	担当者 間宮	図面名 案内図
備考				R8.9.30		縮尺 1/5000

図面NO A-03



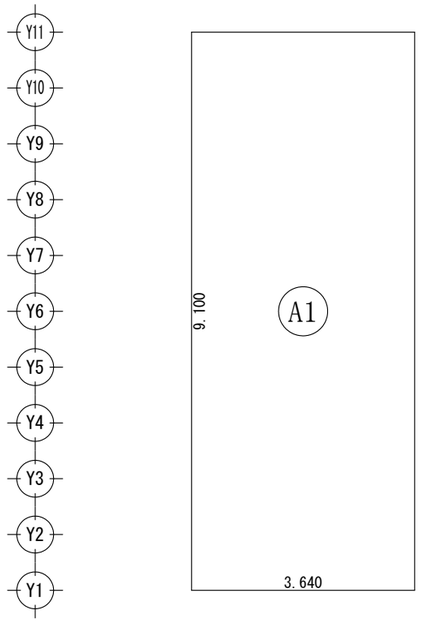
既存配置図　S:1/100



解体後配置図　S:1/100

工事名 旧消防団第1支団第2分団車庫解体撤去工事	間宮建築設計事務所 千葉県南房総市和田町花園897-6番地 TEL 0470-47-5520 FAX 0470-47-5540 千葉県知事登録 第 1-2209-4705 号	一級建築士 大臣登録 第208415号 間宮 幸男	管理者 間宮	設計者 間宮	担当者 間宮	図面名 既存配置図、解体後配置図
備考				R8.9.30		縮尺 1/100

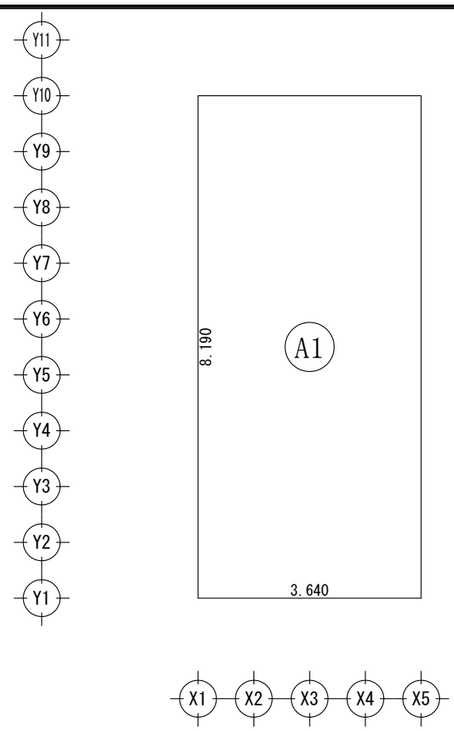
図面NO A-04



建築面積表

	申請区分	形状	計算式	面積
A1	申請部分	矩形	3.640×9.100	33.124000
			計(㎡)	計(坪)
	(申請部分)		33.12	10.00
	(申請以外)		0.00	0.00
	合計		33.12	10.00

丸め 切り捨て

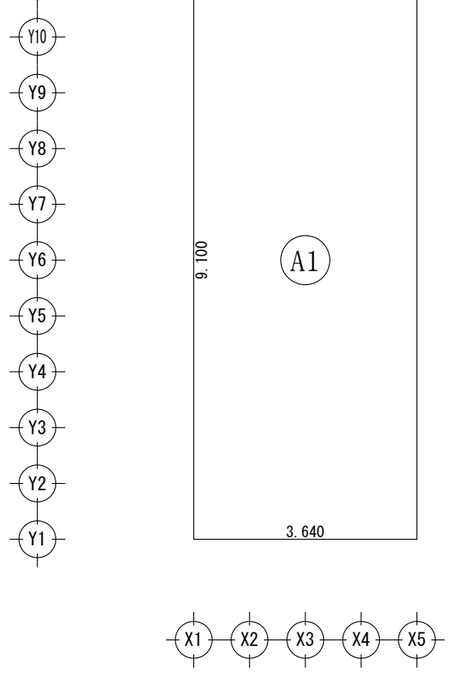


床面積表<2階>

	棟番号	申請区分	形状	計算式	面積
A1	1	申請部分	矩形	3.640×8.190	29.811600

棟番号	申請部分(㎡)	申請以外(㎡)	計(㎡)	計(坪)
1	29.81	0.00	29.81	9.00
合計			29.81	9.00

丸め 切り捨て



床面積表<1階>

	棟番号	申請区分	形状	計算式	面積
A1	1	申請部分	矩形	3.640×9.100	33.124000

棟番号	申請部分(㎡)	申請以外(㎡)	計(㎡)	計(坪)
1	33.12	0.00	33.12	10.00
合計			33.12	10.00

丸め 切り捨て

工事名 旧消防団第1支団第2分団車庫解体撤去工事

備考

間宮建築設計事務所
千葉県知事登録 第 1-2209-4705 号
千葉県南房総市和田町花園897-6番地
TEL 0470-47-5520
FAX 0470-47-5540

一級建築士 大臣登録 第208415号
間宮 幸男

管理者	設計者	担当者
間宮	間宮	間宮
	R8.9.30	

図面名 求積図

縮尺 1/100

図面NO A-05

既存外部仕上げ表

屋根	日本瓦葺き　勾配4.5/10 アスファルトルーフィング22ｋｇ下地 野地板　ｔ＝12	外壁	カラー鋼板小波板張り アスファルトフェルト17ｋｇ 木胴縁：45×18@455 準不燃強化石膏ボード　ｔ＝9.0	軒樋・竪樋	住宅用塩ビ製半丸雨樋　φ105 住宅用竪樋　φ65	霧除庇	カラー鋼板平葺き 木製庇 ラワン合板ｔ＝4.0庇裏板	基礎	コンクリート打放し
軒裏	ラワン合板　ｔ＝4.0　ＯＰ仕上げ 木野縁組	妻壁	リシン吹付 ラス網＋モルタル木鏝押さえ アスファルトフェルト17ｋｇ 準不燃強化石膏ボード　ｔ＝9.0	破風・鼻隠し	木製W240　ＯＰ塗装	建具	住宅用アルミサッシ 軽量バランスシャッター 外巻き、ボックス付き、中方立 アルミ製手摺	その他	木製戸袋、鋼鈑鏡板 木製面格子

既存内部仕上げ表

	床	巾木	壁	廻縁	天井	備品・その他
１階						
車庫	コンクリート金鏝仕上げ	基礎	準不燃強化石膏ボードｔ＝9.0	――	石綿セメント板ｔ＝4.0	残置物あり
			※アスベスト含有　無し		※アスベスト含有　有り	
トイレ	モルタル金鏝仕上げ	モルタル金鏝	石膏プラスター塗	木製	石綿セメント板ｔ＝4.0	
			※アスベスト含有　無し		※アスベスト含有　有り	
物入	ラワン合板ｔ＝12	雑巾摺	準不燃強化石膏ボードｔ＝9.0	木製	準不燃強化石膏ボードｔ＝9.0	中段あり
	木床組		※アスベスト含有　無し		※アスベスト含有　無し	
２階						
詰所	畳敷き込みｔ＝55	畳寄せ	化粧ベニア合板ｔ＝4.0	木製	化粧石膏ボード張り　t＝9.0（ジプトーン）	
	下地合板張り　t＝12		下地　木胴縁組		下地　木野縁組＋ラス板張り	
踏込	複合フローリング張りｔ＝12	巾木Ｈ＝30	化粧ベニア合板ｔ＝4.0	木製	化粧石膏ボード張り　t＝9.0（ジプトーン）	
	下地　木床組		下地　木胴縁組		下地　木野縁組＋ラス板張り	
ホール	複合フローリング張りｔ＝12	巾木Ｈ＝30	化粧ベニア合板ｔ＝4.0	木製	化粧石膏ボード張り　t＝9.0（ジプトーン）	
	下地　木床組		下地　木胴縁組		下地　木野縁組＋ラス板張り	
物入	合板ｔ＝5.5	雑巾摺	合板ｔ＝4.0	木製	合板ｔ＝2.7	
	下地　木床組		下地　木胴縁組		下地　木野縁組	
階段	無垢木板踏込	木製ササラ板	化粧ベニア合板ｔ＝4.0	木製	化粧石膏ボード張り　t＝9.0（ジプトーン）	
			下地　木胴縁組		下地　木野縁組＋ラス板張り	

工事名　旧消防団第1支団第2分団車庫解体撤去工事

備考

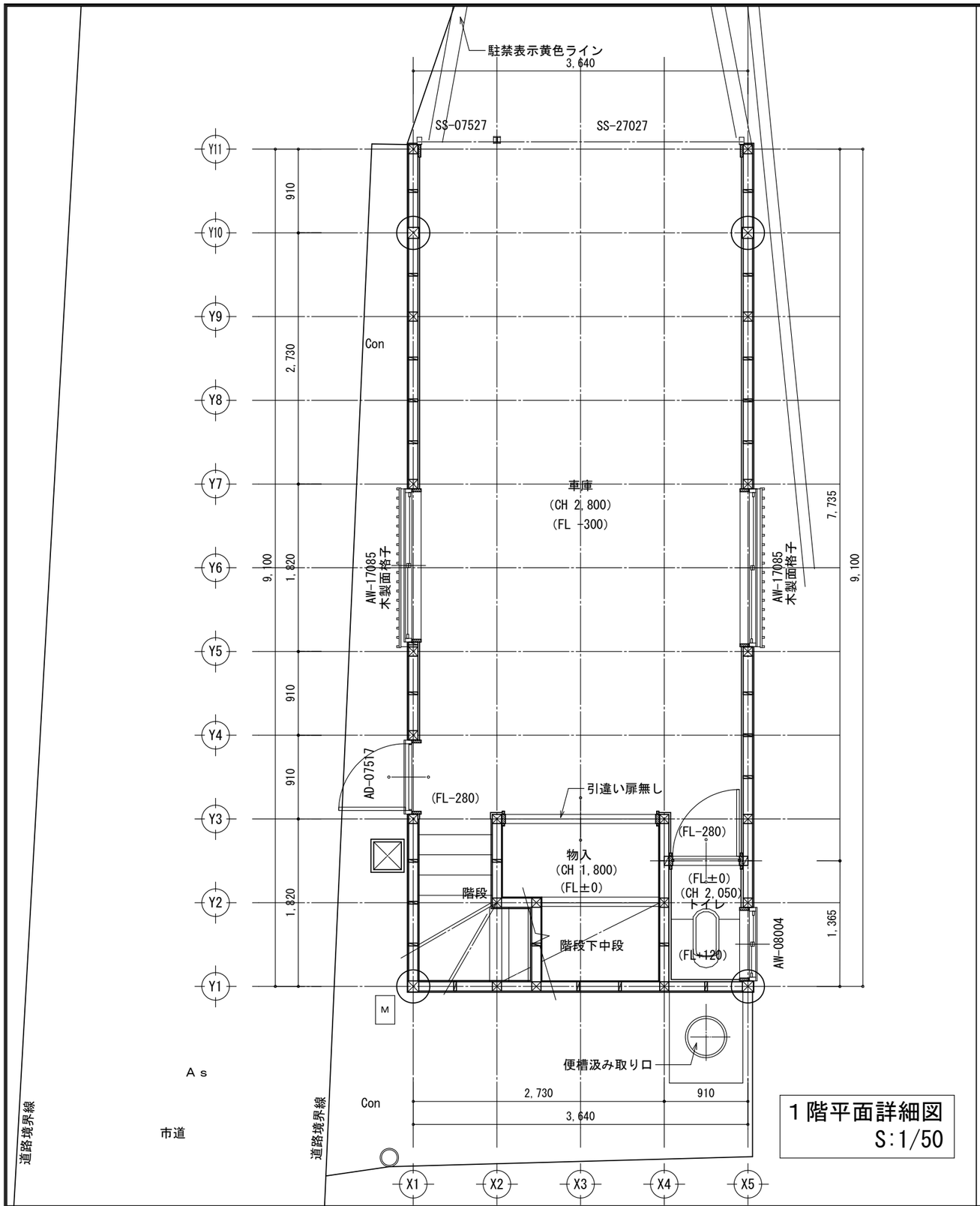
間宮建築設計事務所
千葉県南房総市和田町花園897-6番地
ＴＥＬ　0470-47-5520
ＦＡＸ　0470-47-5540
千葉県知事登録　第 1-2209-4705 号
一級建築士　大臣登録 第208415号
間宮　幸男

管理者	設計者	担当者
間宮	間宮	間宮
	R8.9.30	

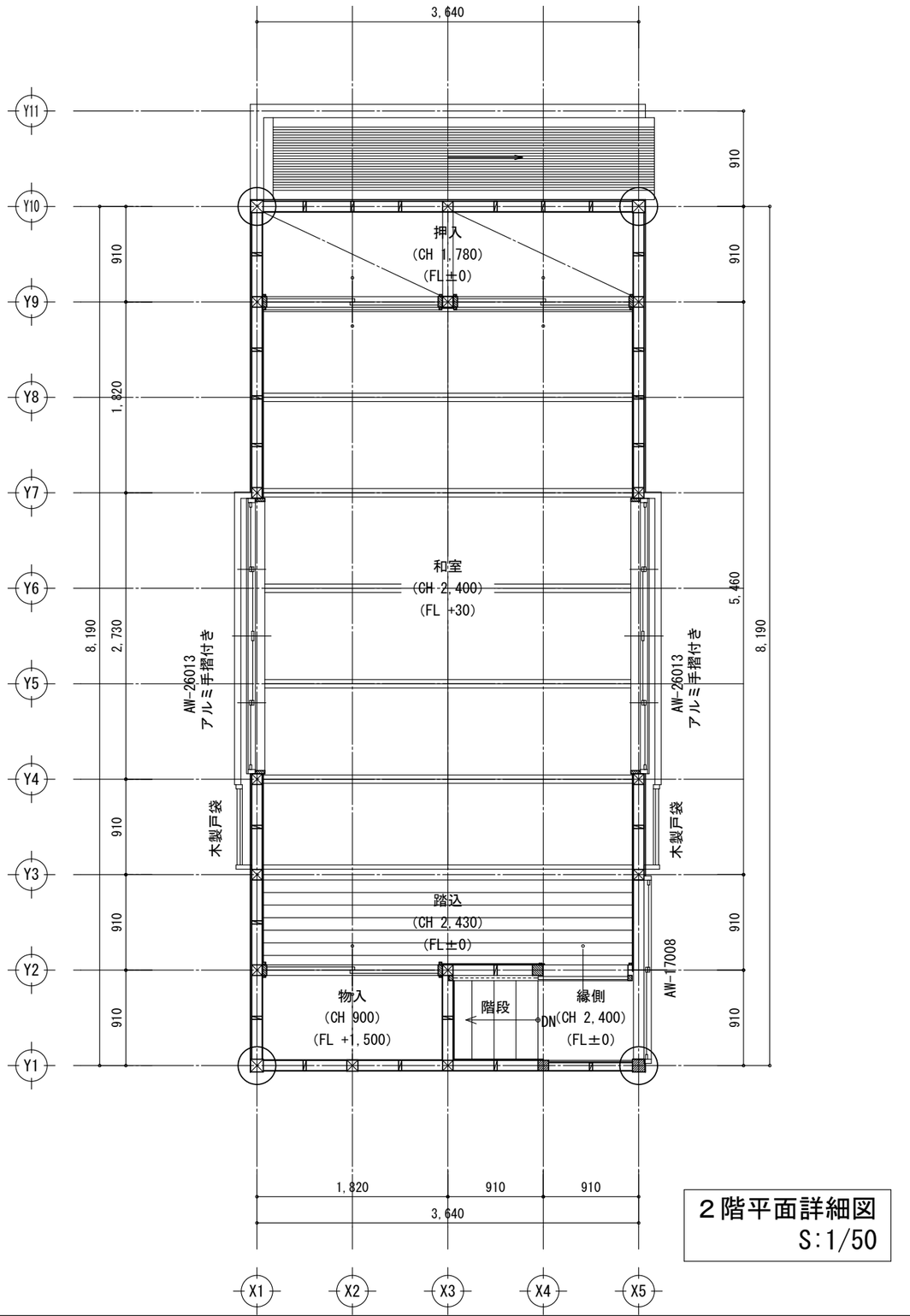
図面名　仕上表

縮尺　S＝NOT

図面ＮＯ　A-06



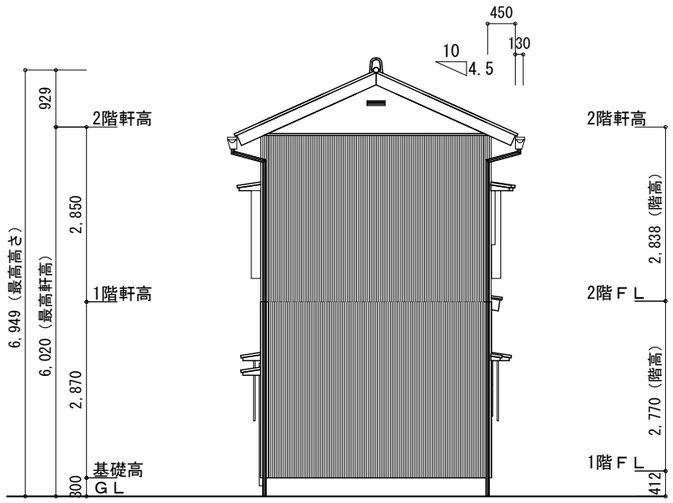
1階平面詳細図
S:1/50



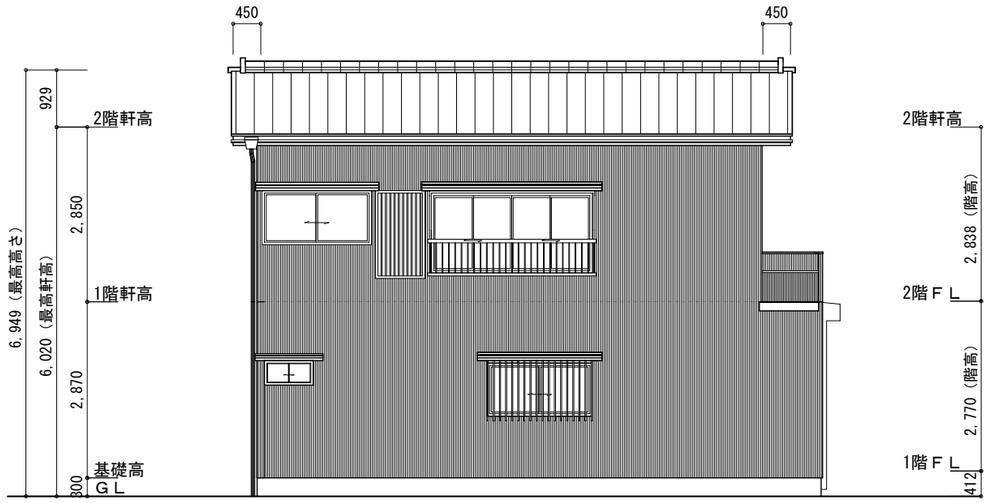
2階平面詳細図
S:1/50

工事名 旧消防団第1支団第2分団車庫解体撤去工事	間宮建築設計事務所 千葉県南房総市和田町花園897-6番地 TEL 0470-47-5520 FAX 0470-47-5540 千葉県知事登録 第 1-2209-4705 号	一級建築士 大臣登録 第208415号 間宮 幸男	管理者 間宮	設計者 間宮	担当者 間宮	図面名 1階、2階平面詳細図
備考				R8.9.30		縮尺 S=1/50

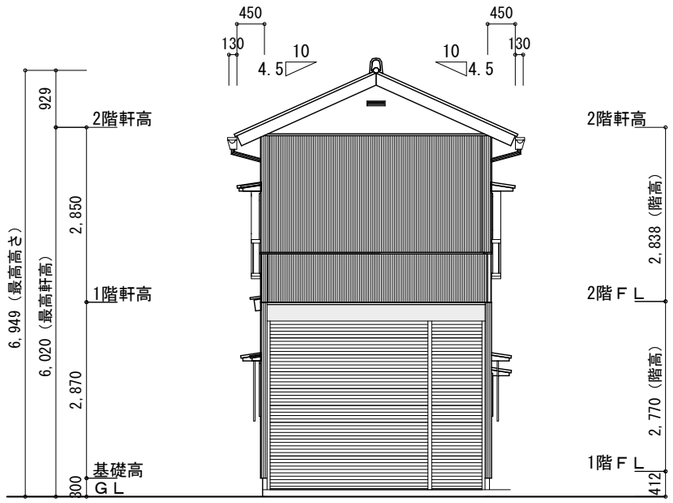
図面NO A-07



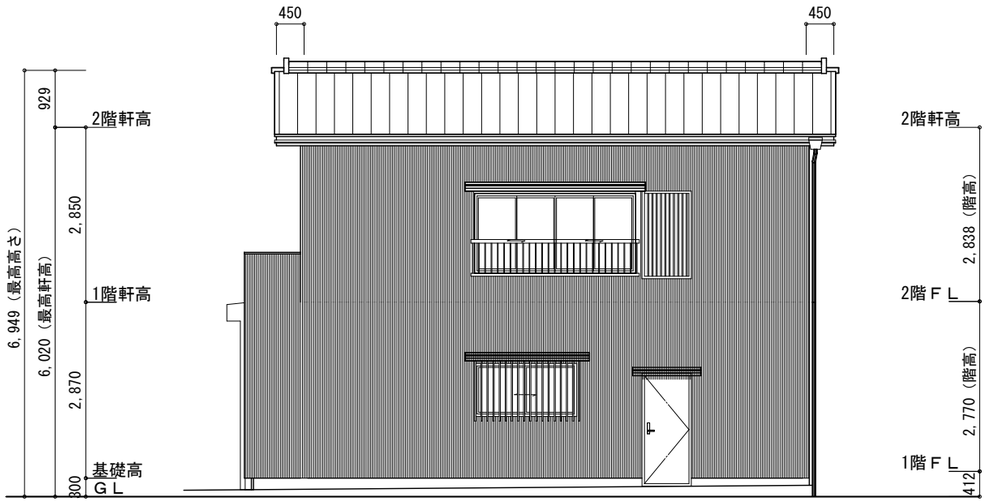
南側立面図　　S=1/100



東側立面図　　S=1/100



北側立面図　　S=1/100

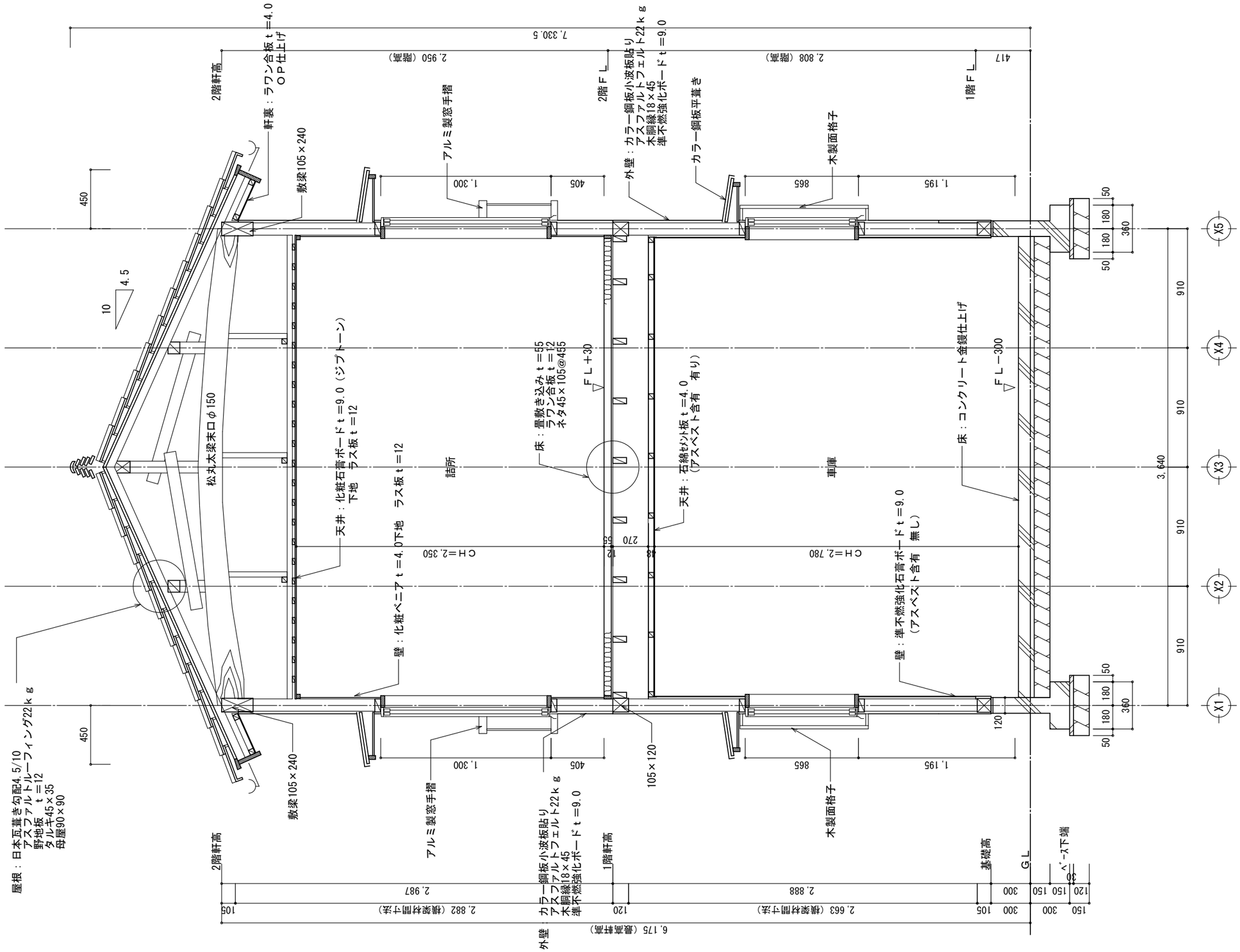


西側立面図　　S=1/100

工事名 旧消防団第1支団第2分団車庫解体撤去工事	間宮建築設計事務所 千葉県南房総市和田町花園897-6番地 TEL 0470-47-5520 FAX 0470-47-5540 千葉県知事登録 第 1-2209-4705 号	一級建築士 大臣登録 第208415号 間宮 幸男	管理者 間宮	設計者 間宮	担当者 間宮	図面名 立面図
備考				R8.9.30		縮尺 S=1/100

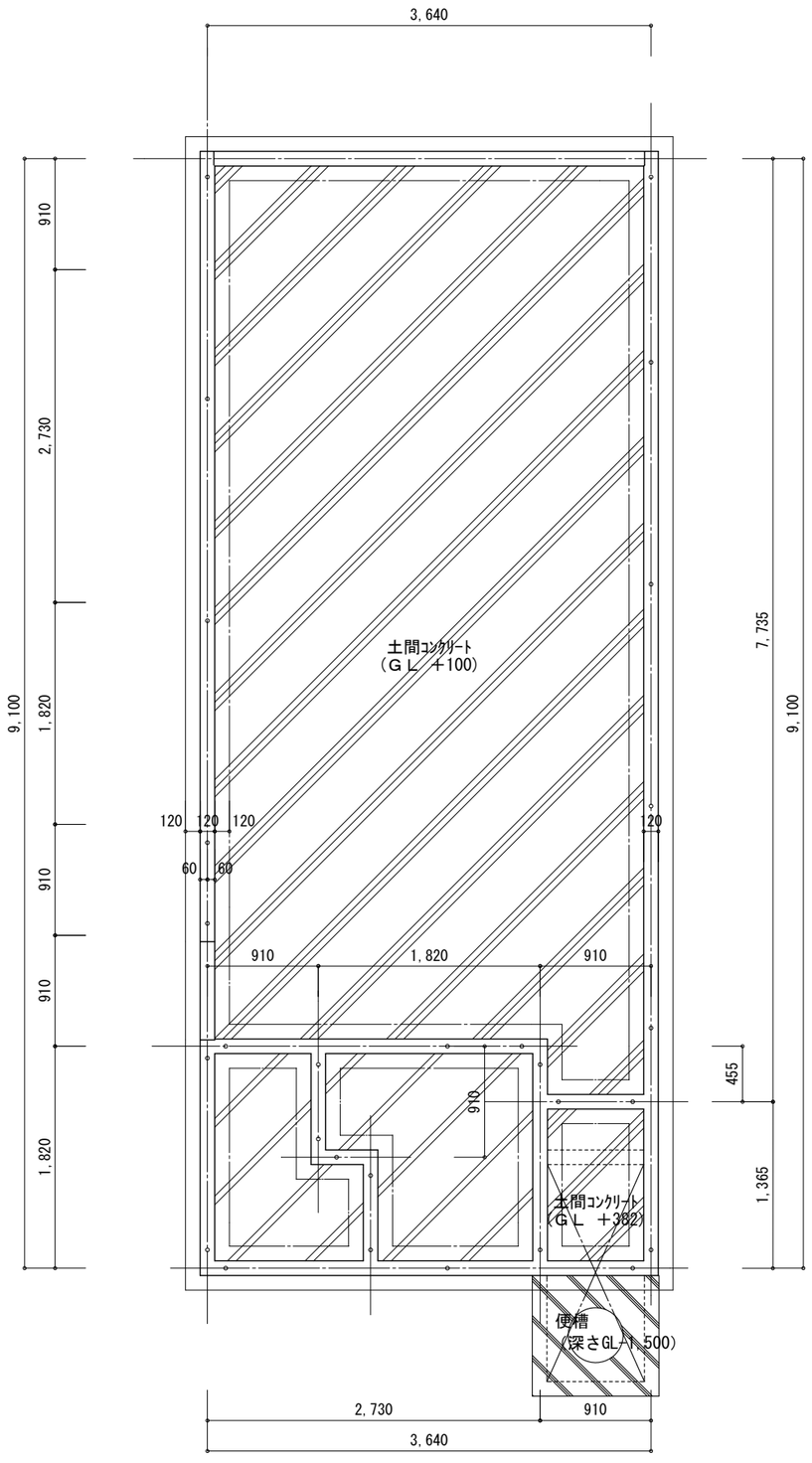
図面NO A-08

矩計図　S:1/30

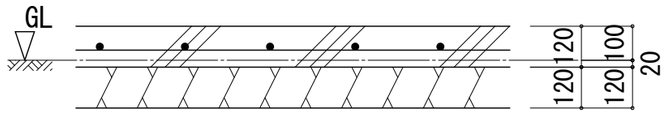


工事名	管理者	設計者	担当者	図面名	図面NO
旧消防団第1支団第2分団車庫解体撤去工事	間宮	間宮	間宮	矩計図	A-09
備考		R8.9.30		縮尺 1/30	

間宮建築設計事務所　千葉県南房総市和田町花園897-6番地
千葉県知事登録　第 1-2209-4705 号　TEL 0470-47-5520　FAX 0470-47-5540
一級建築士　大臣登録 第208415号　間宮　幸男



基礎伏図　S=1/50



土間コン断面 S=1/30

基礎鉄筋明細想定

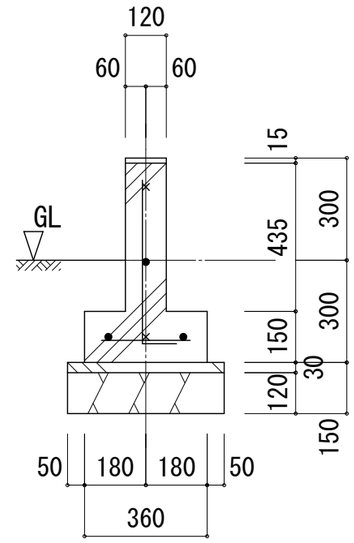
項目	数量・種類
上主筋(本)	1
上主筋(径)	D13
下主筋(本)	1
下主筋(径)	D13
腹筋(本)	1
腹筋(径)	D10
縦筋（折長）	100
縦筋(径)	D10
配力筋（本）	2
配力筋(径)	D10
ベース筋（@）	200
ベース筋(径)	D10

捨てコン・砕石明細想定

捨てコン(厚さ)	30
砕石(厚さ)	120
出（砕石・捨てコン）	50

土間ｺﾝｸﾘｰﾄ明細想定

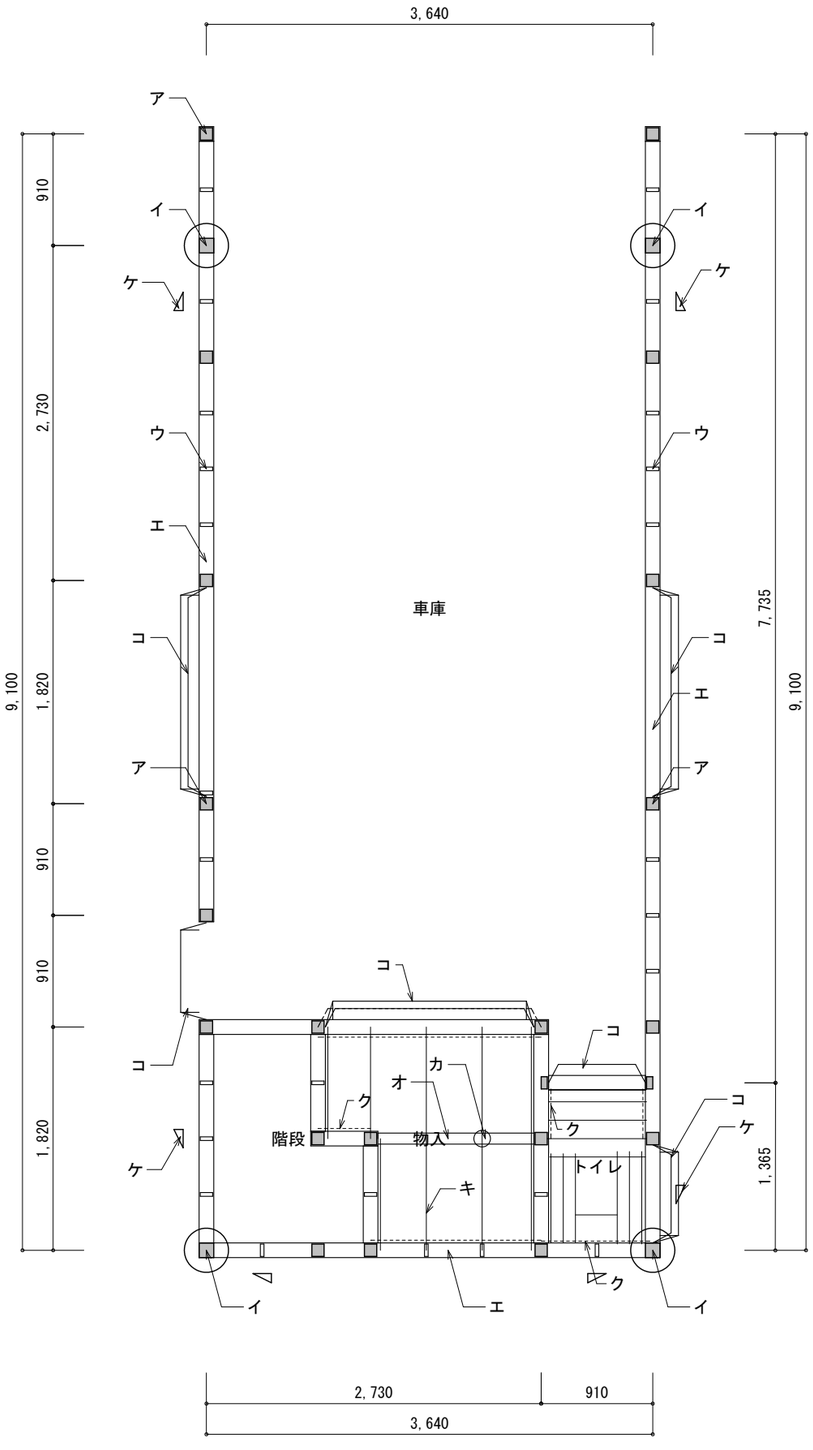
天端高さ（ＧＬ）±	100
厚さ	120
鉄筋　縦横（@）	250
鉄筋　縦横（径）	D10



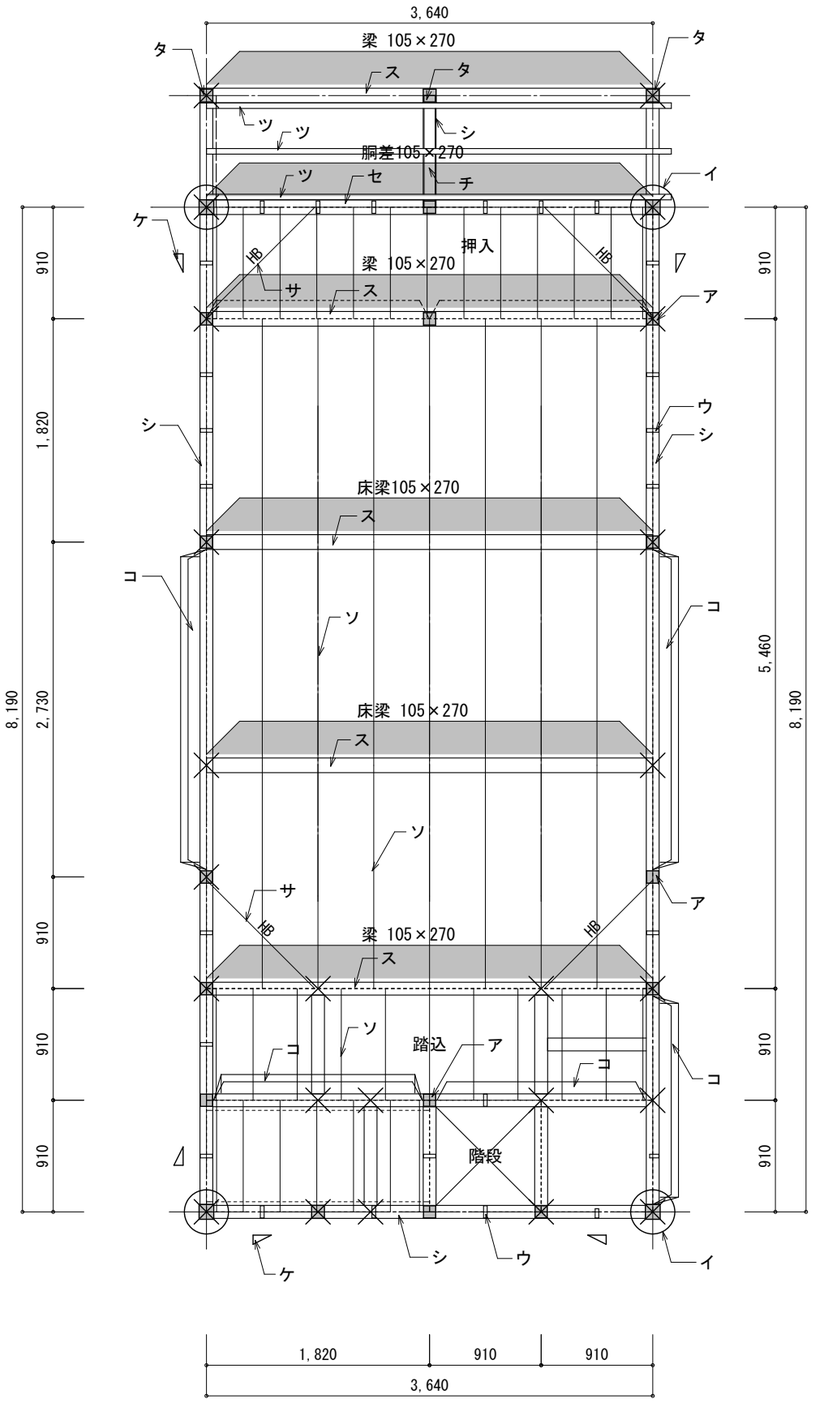
布基礎断面 S=1/30

工事名 旧消防団第1支団第2分団車庫解体撤去工事	間宮建築設計事務所 千葉県南房総市和田町花園897-6番地 千葉県知事登録　第 1-2209-4705 号　ＴＥＬ　0470-47-5520　ＦＡＸ　0470-47-5540	一級建築士　大臣登録 第208415号 間宮　幸男	管理者 間宮	設計者 間宮	担当者 間宮	図面名 基礎伏図、部分詳細図
備考				R8.9.30		縮尺 S=1/30,50

図面ＮＯ A-10

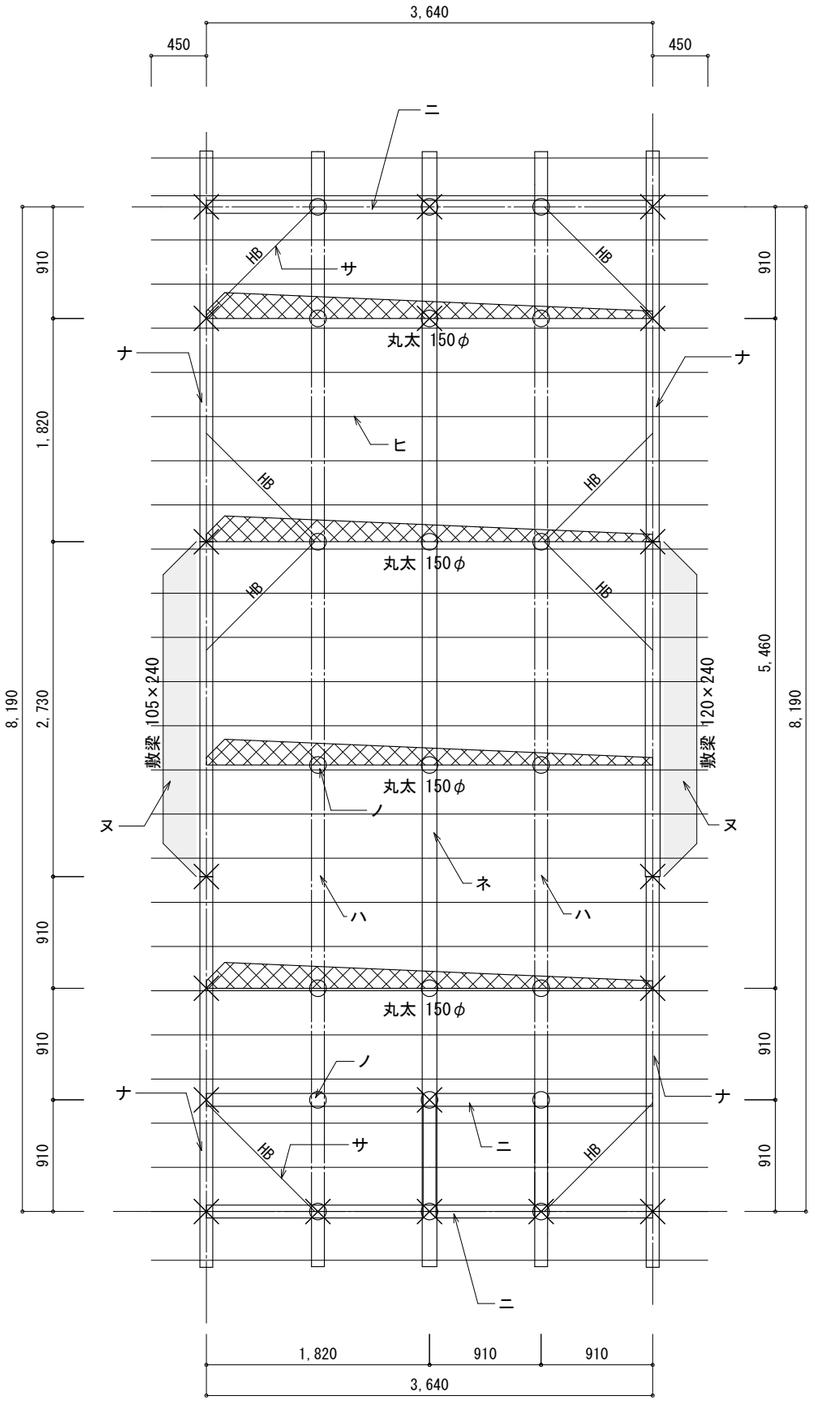


1階床伏図　　S=1/50



2階床伏図　　S=1/50

工事名 旧消防団第1支団第2分団車庫解体撤去工事	間宮建築設計事務所 千葉県南房総市和田町花園897-6番地 TEL 0470-47-5520 FAX 0470-47-5540 千葉県知事登録 第 1-2209-4705 号	一級建築士 大臣登録 第208415号 間宮 幸男	管理者 間宮	設計者 間宮 R8.9.30	担当者 間宮	図面名 1階、2階床伏図 / 縮尺 S=1/50 / 図面NO A-11
備考						



小屋伏図　　S=1/50

部材リスト

1階床伏図				
ア	柱	105	×	105
イ	通し柱	120	×	120
ウ	間柱	33	×	105
エ	土台	105	×	105
オ	大引	90	×	90
カ	床束	90	×	90
キ	1階根太	45	×	54
ク	根太掛け	45	×	105
ケ	筋違い	33	×	90
コ	窓台・マグサ	45	×	105
サ	火打ち梁	鉄製火打ち		
シ	胴差	105	×	105
ス	2階床梁	105	×	270
セ	2階胴差梁	105	×	270
ソ	2階根太	45	×	105
タ	2階束柱	105	×	105
チ	下屋母屋	90	×	90
ツ	下屋タルキ	45	×	90
テ	軒桁	105	×	120
ト	松丸太梁	末口150		
ナ	軒桁	105	×	120
ニ	妻梁	105	×	120
ヌ	敷梁	105	×	240
ネ	棟木	90	×	90
ノ	小屋束	90	×	90
ハ	母屋	90	×	90
ヒ	垂木	45	×	35
フ				
ヘ				
ホ				

部材リスト

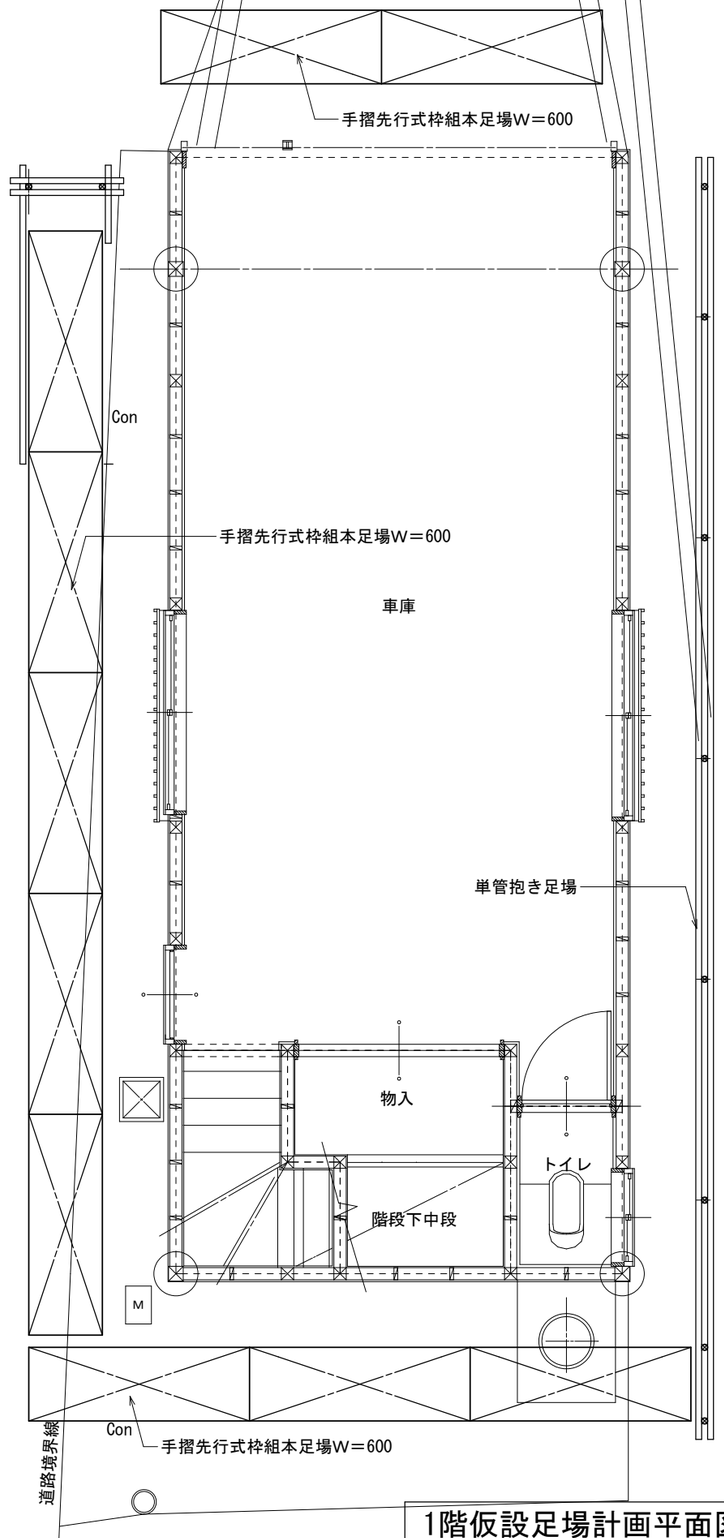
工事名	旧消防団第1支団第2分団車庫解体撤去工事							
備考		間宮建築設計事務所 千葉県南房総市和田町花園897-6番地 TEL 0470-47-5520 千葉県知事登録 第 1-2209-4705 号 FAX 0470-47-5540	一級建築士 大臣登録 第208415号 間宮 幸男	管理者 間宮	設計者 間宮	担当者 間宮	図面名 小屋伏図、部材リスト	図面NO A-12
					R8.9.30		縮尺 S=1/50	

■残置物撤去リスト

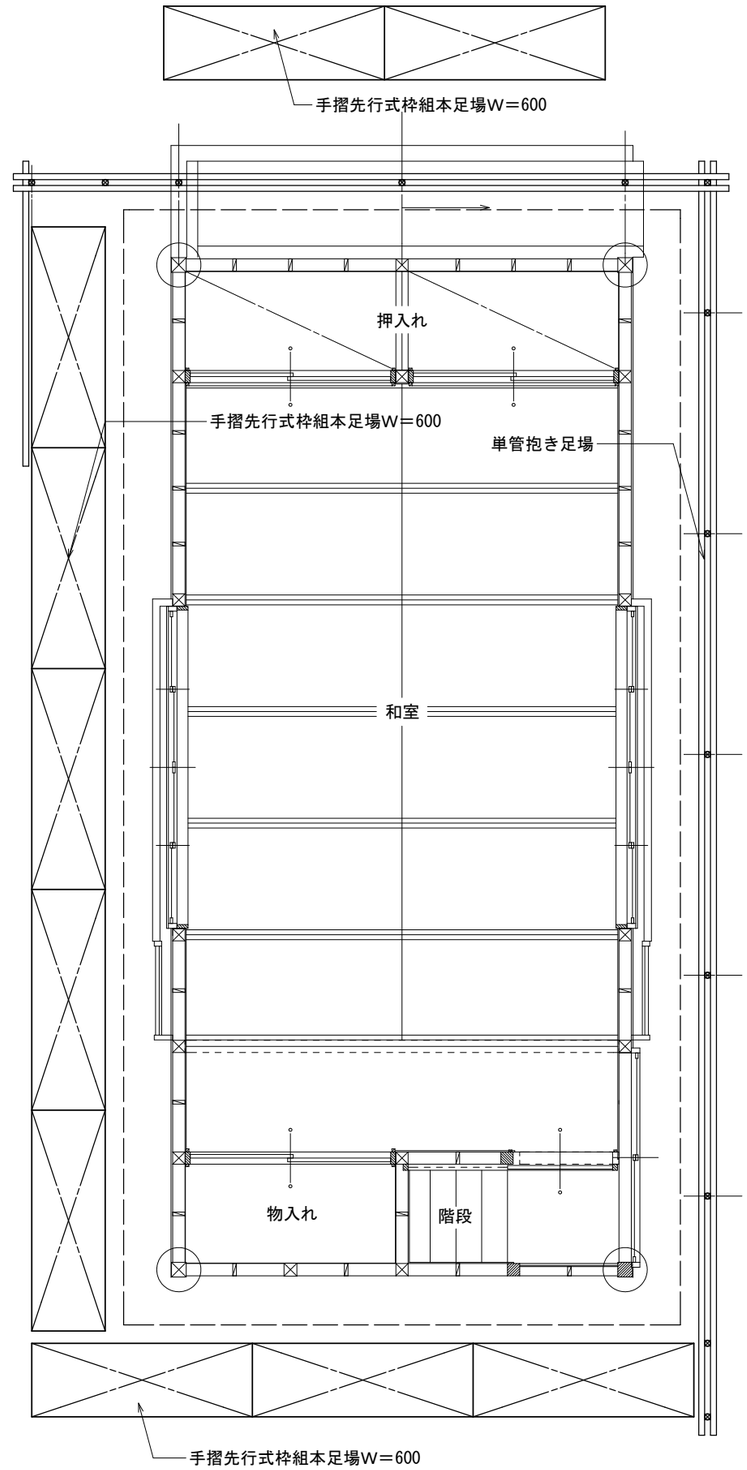
室　名	番　号	品　　名	大きさ			空隙補正	数　量	材質等
			W（mm）	D（mm）	H（mm）			
車　庫	1	泡消火剤 フクダエアフォーム（型式番号 泡第51～4号）	20Lポリタンク×2個			ー	40L	廃アルカリ
	2	灯油	20Lポリタンク×1個			ー	20L	廃　油
	3	混合ガソリン	10L携行缶			0.5	5L	廃　油
	4	コールタール	18L缶			0.7	12.6L	廃　油
	5	エンジンオイル	4L缶×5個			0.8	16L	廃　油
	6	グリース	2ｋｇ缶			ー	2ｋｇ	廃　油
	7	水性塗料	1.6L缶×2			ー	3.2L	廃アルカリ
	8	油性塗料	1.6L缶×2			0.6	1.9L	廃アルカリ
	9	路面用塗料（油性、クロム酸塩含有）	18L缶			0.4	7.2L	廃アルカリ
	10	塗料用シンナー	4L缶			0.75	3.0L	廃　油
	11	冷蔵庫	500	470	1200	ー	1台	家電リサイクル対象品目
	12	冷蔵庫	530	470	1200	ー	1台	家電リサイクル対象品目
	13	混合廃棄物	1700	3000	1000	0.7	3.5m3	混　廃
	14	混合廃棄物	2000	1200	800	0.7	1.3m3	混　廃
	15	混合廃棄物	2000	800	1000	0.7	1.1m3	混　廃
	16	食器棚	400	1040	900	ー	0.3m3	混　廃
	17	食器棚	320	900	1100	ー	0.3m3	混　廃
	18	流し台	700	500	800	ー	0.3m3	金属くず

※液体の廃棄物において、容器の劣化損傷が見受けられるものは十分に養生または詰め替えを行い漏洩しないように運搬し、適正処分すること

工事名 旧消防団第1支団第2分団車庫解体撤去工事	間宮建築設計事務所 千葉県南房総市和田町花園897-6番地 TEL 0470-47-5520 FAX 0470-47-5540 千葉県知事登録 第 1-2209-4705 号	一級建築士 大臣登録 第208415号 間宮 幸男	管理者 間宮	設計者 間宮	担当者 間宮	図面名 残置物撤去リスト	図面NO A-13
備考				R8.9.30		縮尺 NOT	



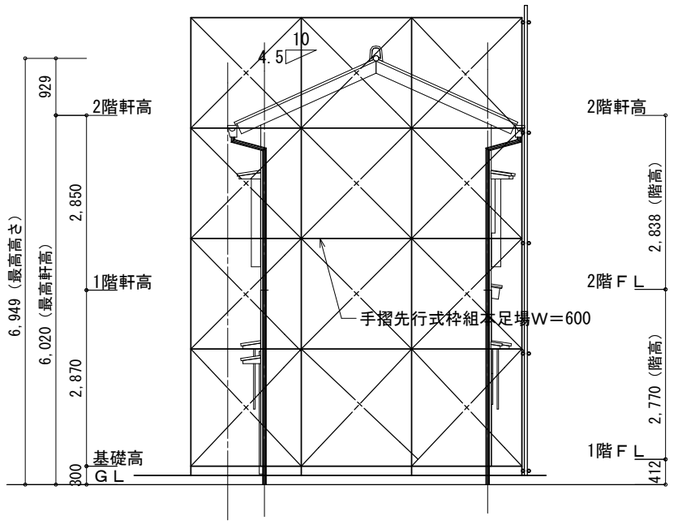
1階仮設足場計画平面図　S:1/50



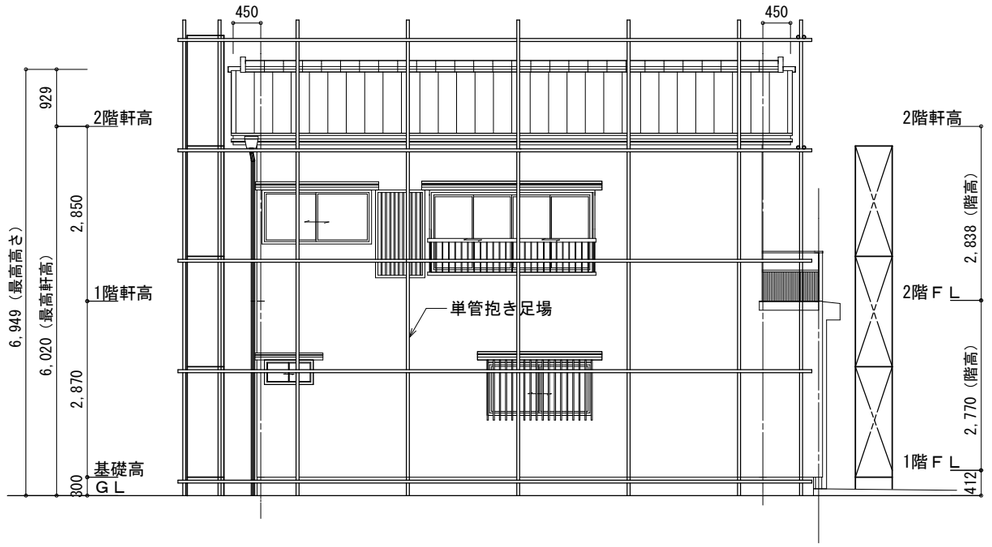
2階仮設足場計画平面図　S:1/50

工事名 旧消防団第1支団第2分団車庫解体撤去工事	間宮建築設計事務所 千葉県南房総市和田町花園897-6番地 TEL 0470-47-5520 FAX 0470-47-5540 千葉県知事登録 第 1-2209-4705 号	一級建築士 大臣登録 第208415号 間宮 幸男	管理者 間宮	設計者 間宮	担当者 間宮	図面名 仮設足場計画図－1
備考				R8.9.30		縮尺 S=1/50

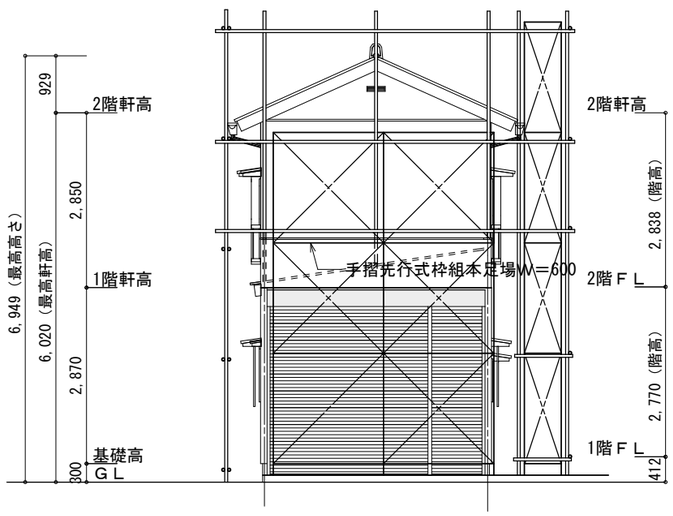
図面NO A-14



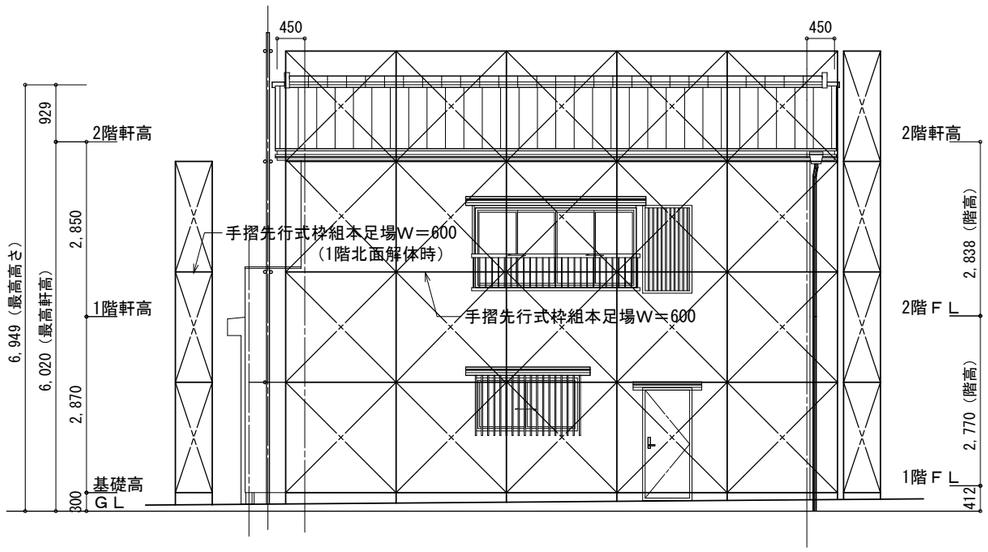
南側仮設足場計画立面図　S=1/100



東側仮設足場計画立面図　S=1/100



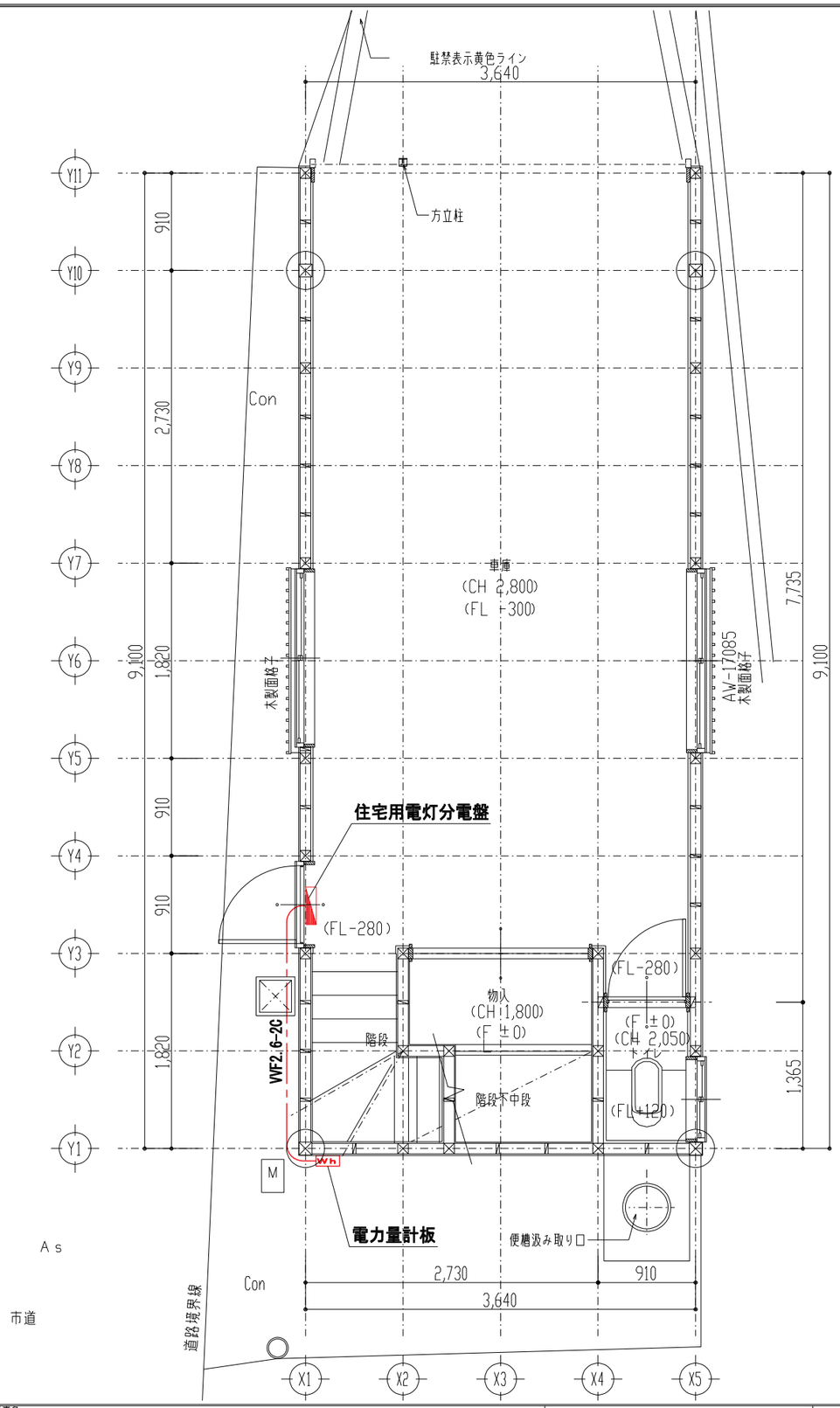
北側仮設足場計画立面図　S=1/100

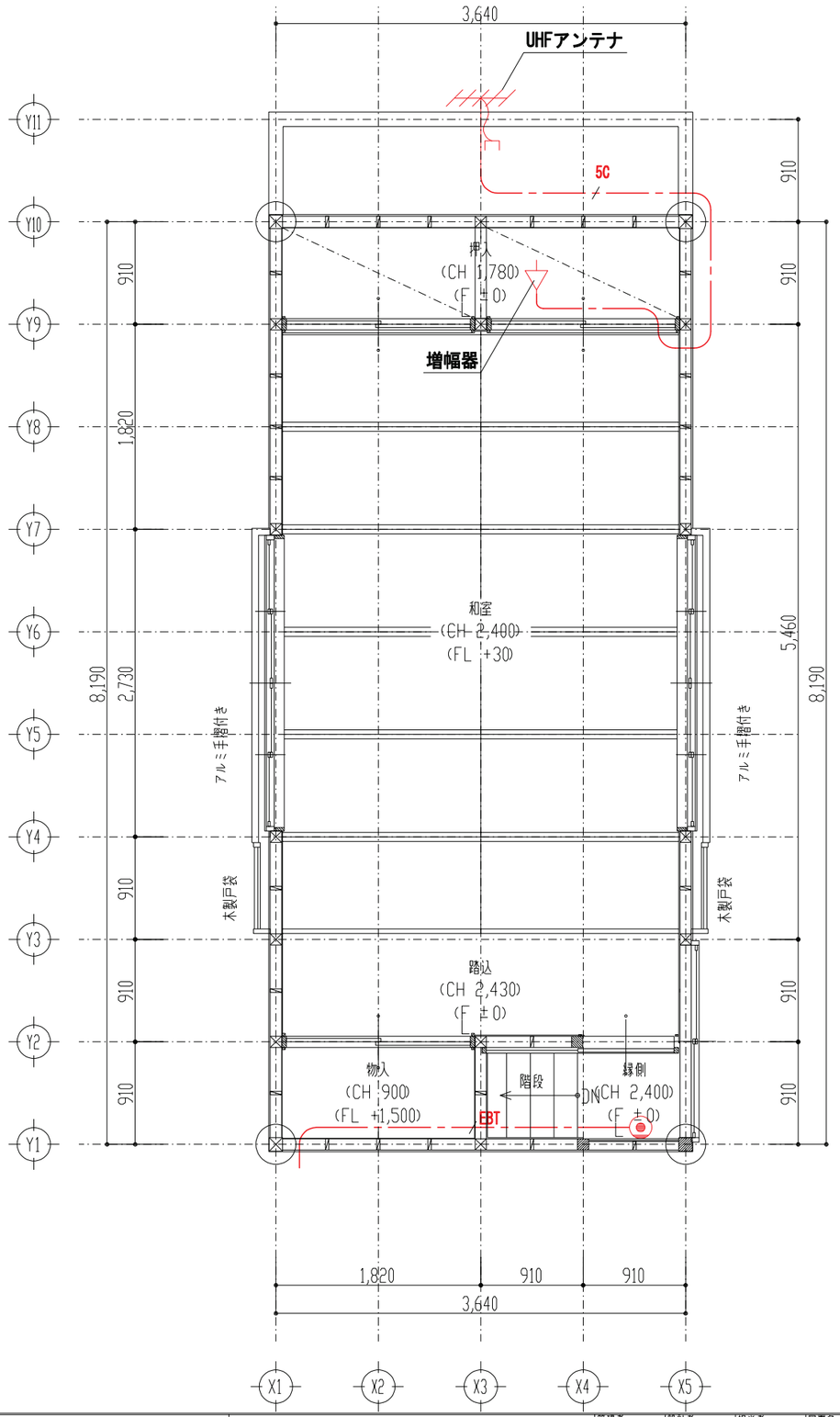


西側仮設足場計画立面図　S=1/100

特記事項
1. 道路使用許可証を受けること
2. 北側枠足場は、1階外壁解体時に掛け払いを行う
3. 西側、南側に、注意喚起のためのチューブライトを設置
4. 西側、南側、東側及び北側2階部分は、防音シート張りとする

工事名 旧消防団第1支団第2分団車庫解体撤去工事	間宮建築設計事務所 千葉県南房総市和田町花園897-6番地 TEL 0470-47-5520 FAX 0470-47-5540 千葉県知事登録 第 1-2209-4705 号	一級建築士 大臣登録 第208415号 間宮 幸男	管理者 間宮	設計者 間宮	担当者 間宮	図面名 仮設足場計画図－2	図面NO A-15
備考				R8.9.30		縮尺 S=1/100	





特記なき記号は下記による。

記　号	名　称	備 考
	分電盤	—
Wh	電力量計板	—
		—
UHF	UHFアンテナ	—
	増幅器(家庭用)	—
	電話アウトレット	—

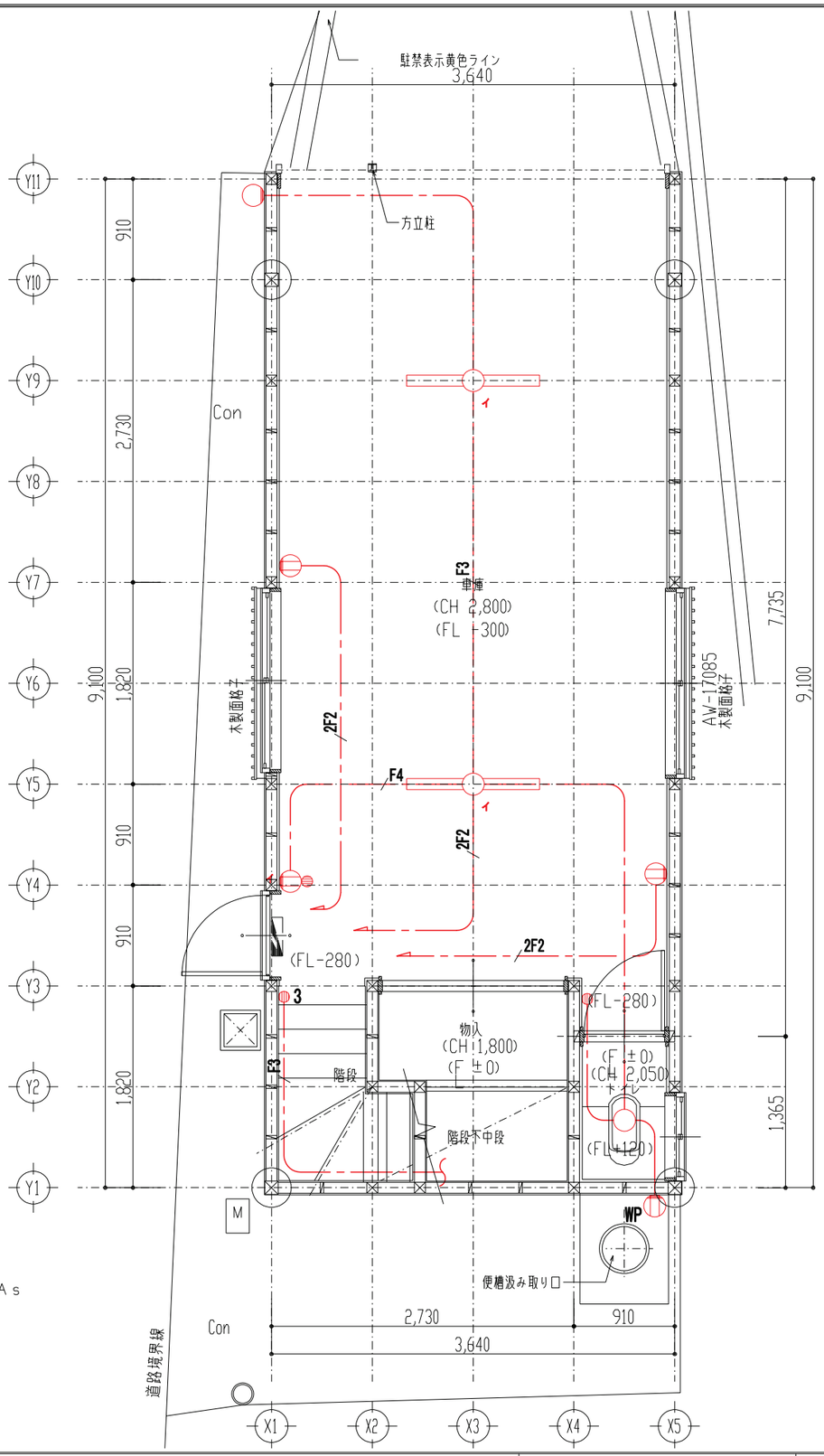
特記なき配線は下記による。

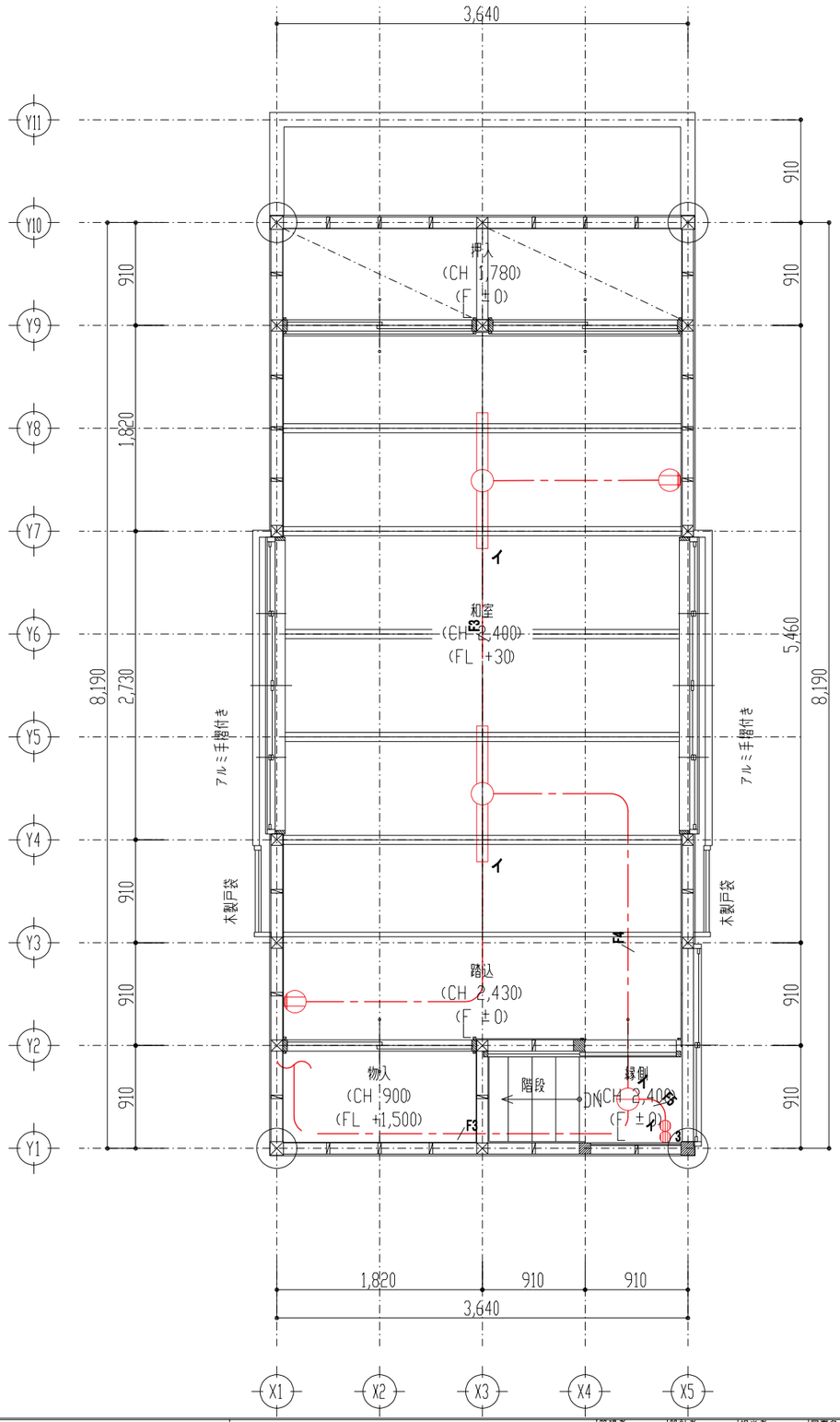
記　号	名　称
	VVF2.6-2C
5C	同軸5C
EBT	EBT0.5-2C

注記)

1）すべて撤去とする。

工事名	旧消防団第1支団第2分団車庫解体撤去工事	間宮建築設計事務所	管理者 間宮	設計者 間宮	担当者 佐久間	図面名	幹線・弱電設備　平面詳細図
摘要		千葉県南房総市和田町花園897-6番地 TEL 0470-47-5520 FAX 0470-47-5540	日付	日付 R8.9.30	日付	縮尺	S=1/50
		一級建築士 大臣登録 第208415号 千葉県知事登録 第1-2209-4705号 間宮 幸男				図面NO	E-01





特記なき記号は下記による。

記　号	名　称	備 考
	分電盤	—
	蛍光灯 FL40W-1灯用	—
	白熱灯シーリング	—
	白熱灯シーリング(吊り下げ)	—
	赤色灯	—
	スイッチ 1P15Ax1	—
3	スイッチ 3W15Ax1	—
	コンセント2P15Ax2	—

特記なき配線は下記による。

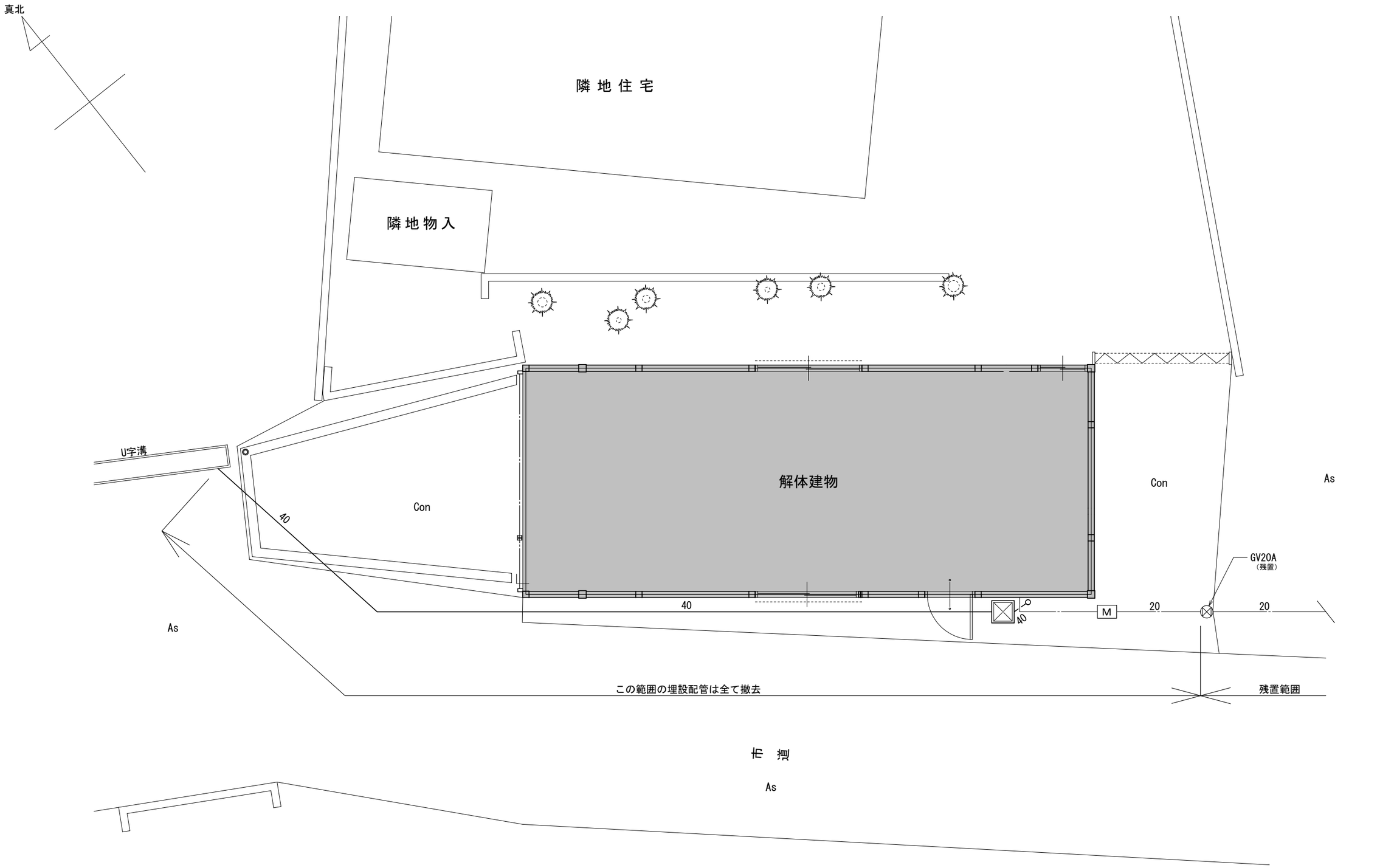
記　号	名　称
2F2	VVF2.0-2C
	VVF1.6-2C
F3	VVF1.6-3C
F4	VVF1.6-2C x 2
F5	VVF1.6-2C , VVF1.6-3C

注記)

1）すべて撤去とする。

工事名	旧消防団第1支団第2分団車庫解体撤去工事			間宮建築設計事務所 一級建築士 大臣登録 第208415号 千葉県知事登録 第1-2209-4705号 間宮 幸男 千葉県南房総市和田町花園897-6番地 TEL 0470-47-5520 FAX 0470-47-5540	管理者 間宮 日付	設計者 間宮 日付 R8.9.30	担当者 佐久間 日付
備考							

図面名	縮尺	図面NO
電灯・コンセント設備　平面詳細図	S=1/50	E-02

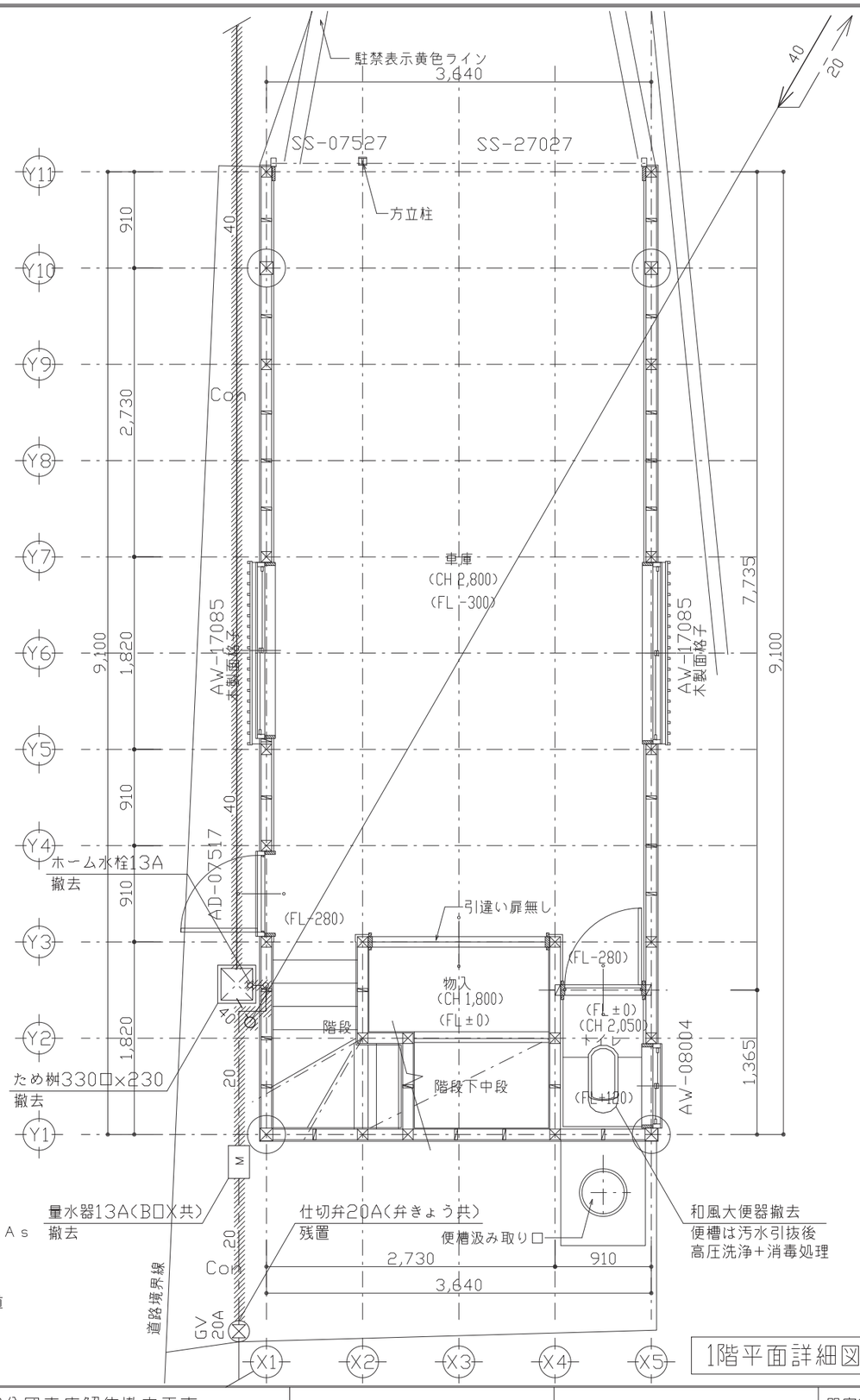


（注記）解体撤去後の敷地内残置物は給水引込仕切弁20A（弁きょう含む）及び給水引込管のみとする。

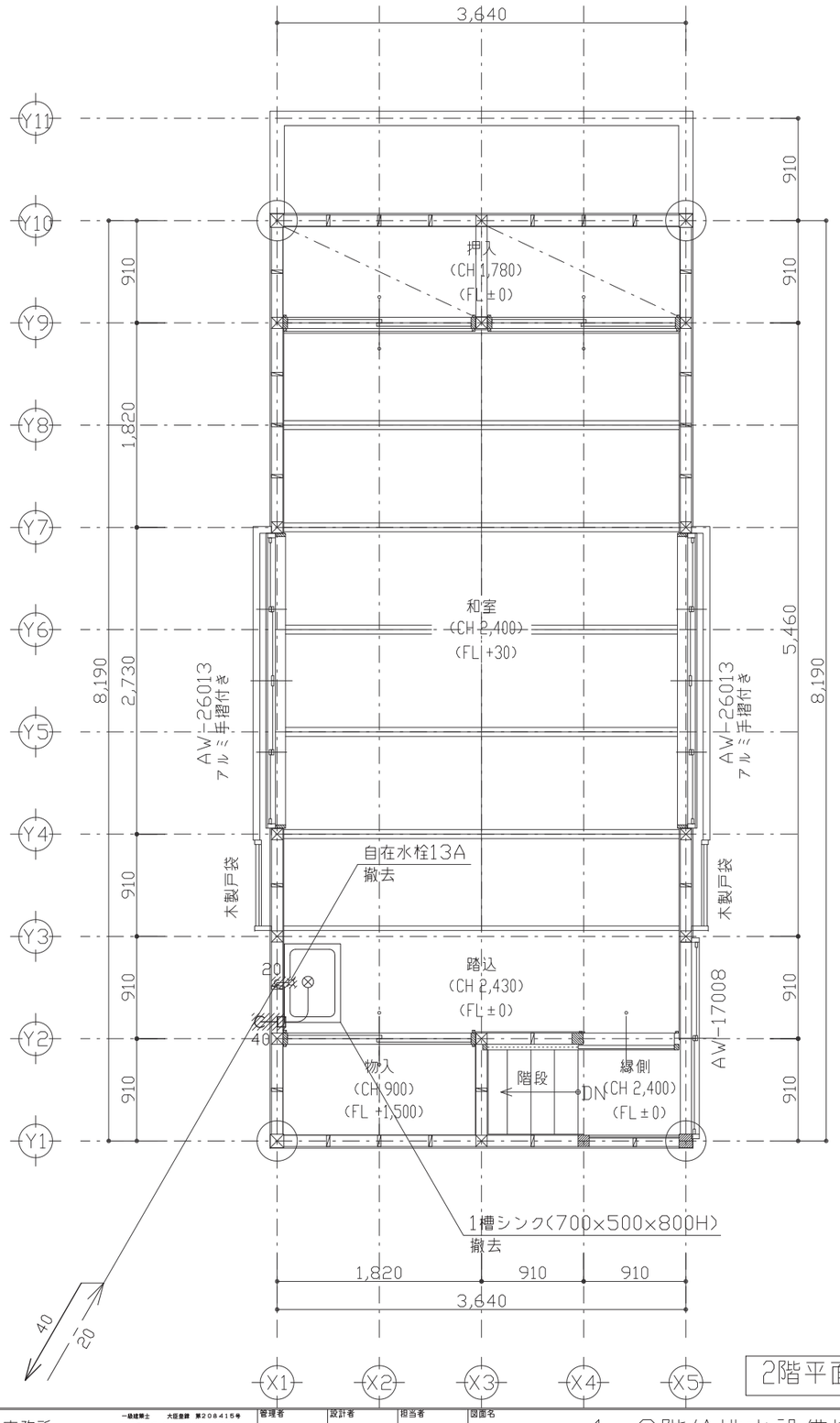
外部撤去図　S:1/60

工事名 旧消防団第1支団第2分団車庫解体撤去工事 備考	間宮建築設計事務所 千葉県知事登録　第 1-2209-4705 号	千葉県南房総市和田町花園897-6番地 ＴＥＬ　0470-47-5520 ＦＡＸ　0470-47-5540	一級建築士　大臣登録 第208415号 間宮　幸男	管理者 間宮	設計者 間宮 R8.9.30	担当者 佐久間	図面名 外部撤去図 縮尺　1/60	図面ＮＯ M-01

（注記） 図中の▨部は撤去配管を示す。

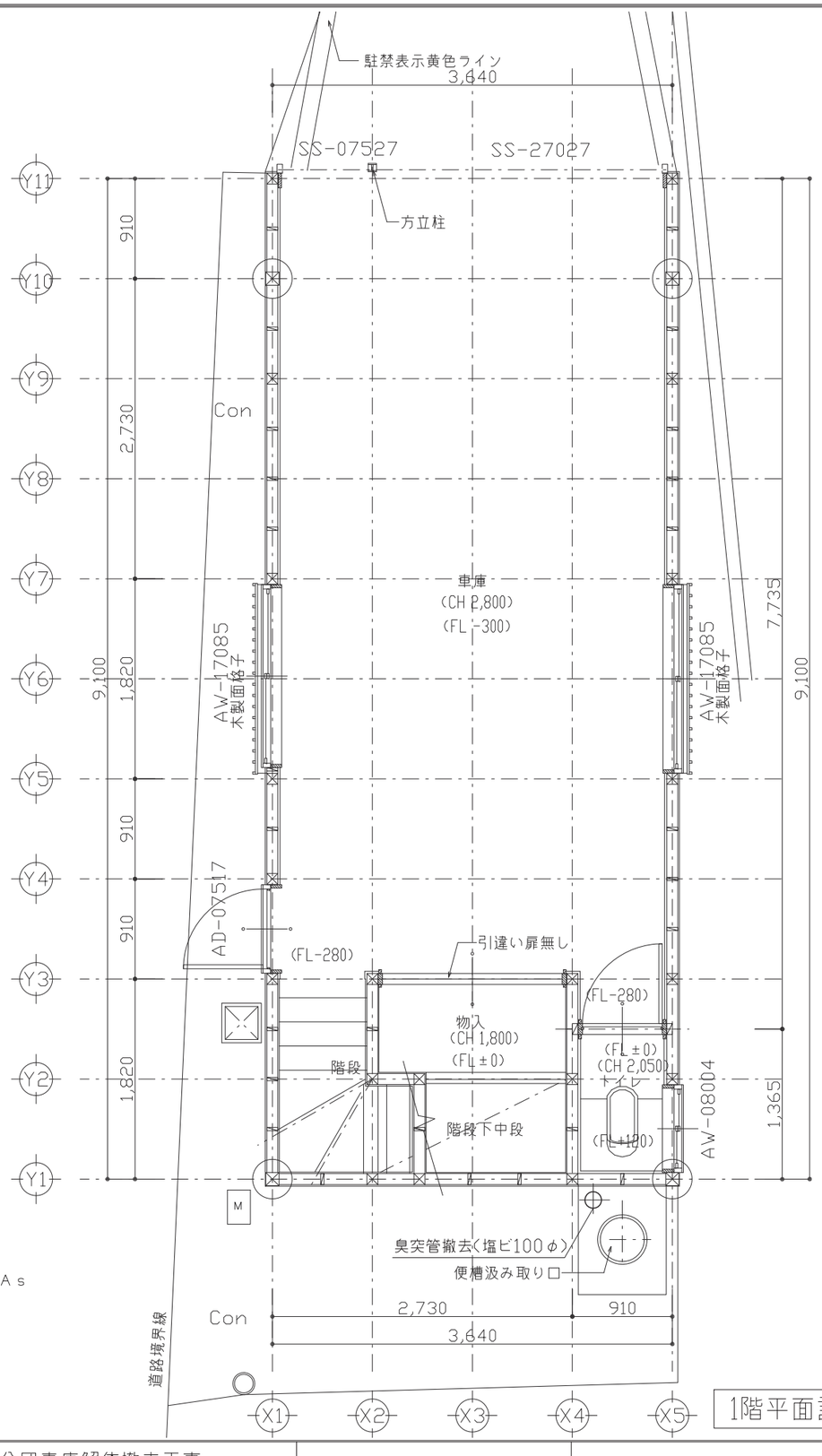


1階平面詳細図

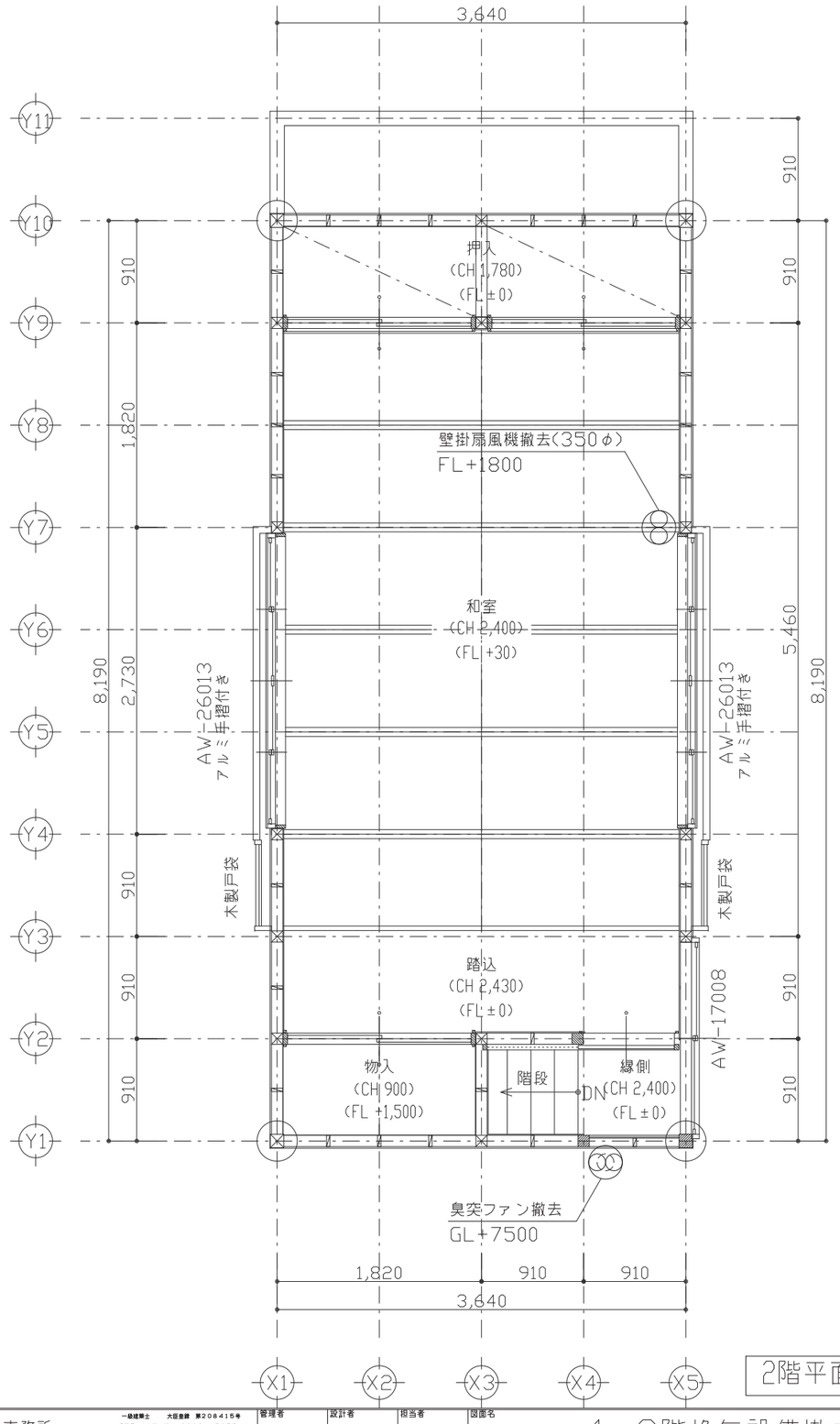


2階平面詳細図

工事名	旧消防団第1支団第2分団車庫解体撤去工事	間宮建築設計事務所	一級建築士 大臣登録 第208415号 千葉県知事登録 第1-2209-4705号 間宮 幸男	管理者 間宮	設計者 間宮	担当者 佐久間	図面名 1、2階給排水設備撤去図	図面NO M-02
備考		千葉県南房総市和田町花園897-6番地	TEL 0470-47-5520 FAX 0470-47-5540	日付	日付 R8. 9. 30	日付	縮尺 S=1/50	



1階平面詳細図



2階平面詳細図

工事名	旧消防団第1支団第2分団車庫解体撤去工事		間宮建築設計事務所	管理者 間宮	設計者 間宮	担当者 佐久間
備考			千葉県南房総市和田町花園897-6番地 TEL 0470-47-5520 FAX 0470-47-5540	日付	日付 R8.9.30	日付
			一級建築士 大臣登録 第208415号 千葉県知事登録 第1-2209-4705号 間宮 幸男	図面名	1、2階換気設備撤去図	図面NO M-03
				縮尺	S=1/50	